

午前10時2分 開会

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第3回泉南市議会定例会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めております。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番 重里 勉君、17番 島原正嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月4日から9月7日までの4日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日9月4日から9月7日までの4日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成12年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、選挙を受ける者にとりまして、任期というものは長いようで短いものでございます。議員各位におかれましては、任期もいよいよ間近に迫り、今議会が任期中の最後の定例市議会となります。この4年間を振り返りますと、なみはや国体に始まり、総合福祉センターの完成、さらには関西国際空港の2期事業への着手と、市政にとって20世紀を締めくくり新しい世紀への橋渡しの時期にありました。

また、バブルが崩壊し、社会経済も非常な混乱を示し、将来の予測すら難しい時期でもありました。これからは地方の時代、魅力あるまち、特徴

あるまちづくりをと地方分権という大きな波が押し寄せる中、議員各位の温かい御理解と御支援のもとに、真の地方の時代を迎えるには財政の健全化が必要であるとのことで、平成9年度より行財政改革に取り組んでまいり、一定の成果も得られました。

このような情勢の中、数々の重要な課題を抱え、議員の皆様方におかれましては、慎重な御審議のものと確かな判断をされ、市政に多大の貢献をされましたことは、我が泉南市史上に深く刻まれるものと存じます。

さらに、引き続き御出馬になられる方々におかれましては、御健闘をいただき、めでたく当選の金の射とめられ、再びこの場でお目にかかれましよう心からお待ち申し上げます。また、御勇退される方におかれましては、御健康に御留意され、御在任中と変わることなく、市政に対して温かい御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本議会におきましては、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてのほか議案8件、報告2件を御提案さしていただいておりますので、議員各位におかれましては、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。任期中のお礼を兼ね、甚だ簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（嶋本五男君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、14番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

14番（成田政彦君） おはようございます。日本共産党の泉南市会議員の成田政彦です。4年間の最後の一般質問で最初に質問させていただきますことは、まことにうれしく思います。私は、大綱5項目にわたって質問したいと思います。

さて、今日の時点においても、景気回復のかぎを握る個人消費や雇用が依然厳しいことが政府統

計で浮き彫りになりました。総務庁の調査でもことし7月の家計調査によれば、前年度同月と比較してマイナス3.6となっています。これは5月、6月と3カ月連続マイナスであります。国民生活全体から見ると、家計の消費支出は93年から99年まで連続して減少しているという厳しい状況です。雇用も7月の完全失業率が4.7%という過去最悪です。

企業収益や設備投資に明るさが出てきたといっても、それは大企業が中心となって一年半の間に行った労働者リストラで5兆円という経費を削減したこと、さらに90年度から今日までの超低金利政策で、30兆円もの利子所得が国民から銀行や大企業に吸い上げられた結果にすぎません。つまり、労働者、国民の所得を奪って企業収益を上げただけであります。

このような中で、政府与党は国民の税金で大もうけしてる銀行をさらに助けるために、来年の予算では70兆円もの公的資金を投入することを決め、これは銀行への税金投入に怒る国民の声を全く無視したものであります。

また、公共事業についても、政府与党は国民のむだなばらまき公共事業に対する批判が強まる中で、公共事業の見直しをしきりに述べていますが、実際中止になるのは1万数千件の中で200件足らず、しかも事業費は1兆円、それも5年かけてするというのですから、公共事業50兆円全体から見れば1%にも満たないものであります。公共事業の見直しをするならば、その大もとになる2007年までに630兆円という五全総こそ見直すべきものであります。

政府与党が進める財政計画の展望のないままゼネコン型浪費的公共事業を進めるならば、さらなる財政破綻を来し、結局は消費税増税と国民に負担を強いるものとなるのは明らかであります。

今、国民にとって必要なのは、大企業に対して解雇の規制を図るとともに、雇用をふやすルールを確立し、さらに税金の使い方を改め、暮らしと社会保障を予算の主役に据えることこそ、今一番政治に求められることではないでしょうか。

私は、市民こそ主人公の立場に立って、大綱第1点、行財政改革について質問します。

大綱第1点目は、市の行財政改革についてであります。

1999年度一般会計決算は、前年度に引き続き実質単年度収支は2年連続の赤字決算となりました。市の借金の地方債は243億円、債務負担行為も120億円、公債費率16.8%、経常収支比率は100.8%、まさに地獄の一丁目というところに来ています。税収も徴収率、滞納も入れて81.5%、府下最低であります。赤字の原因については、昭和56年以来続けてきた空港中心の公共事業と同和事業対策などが大きな原因と私どもは考えております。

市は1996年、泉南市行財政改革大綱を策定し、1997年から1999年まで行財政全般にわたって大幅なリストラ政策を実施したが、その影響を大きく受けたのは幼稚園料の値上げ、老朽化した保育所、学校・園、施設の整備費を大幅に削減、職員賃金、図書費、敬老祝い金の大幅削減、そしてプールの一般開放を中止するなど、まさに高齢者、子供たちなど弱い立場にある人たちを直撃し、市民生活に不安をもたらすものであります。

行財政計画の基本は、市民の立場に立ってむだな浪費的公共事業の廃止、緊急性のないものは事業をしない、福祉、教育など市民生活に必要なのはできるだけ削らない、市民の合意の得られるルールが必要であります。しかしながら、市の行財政計画は牧野公園などを含めいまだ緊急・必要性に疑問を持つむだな公共事業を推し進めようとしています。

そこで、本市の行財政計画についての今後の展望についてお伺いしたいと思います。

大綱第2点目は、部落差別をなくす立場からの質問であります。

同和行政の廃止について質問します。政府は特別措置としての同和対策事業を97年3月で基本的には終結させ、残務事業施策について5年から8年を限度に経過措置を講じてきています。既に、69年に同和特別措置法が施行されて以来、同和地区の住宅居住環境や生活実態などに見られた一般地域との格差は見られなくなり、大きく是正されてきました。

泉南市も69年以来、181億円が同和対策事

業に使用されてきました。この結果、居住環境を初め結婚問題など生活実態は大きく改善されました。言うまでもなく、同和対策は過渡的、特別的な行政上の特別措置であります。永続的にすべきではありません。同和行政を続けるならば、同和地域を周辺地域から行政的に隔離、分離したり固定するものとなり、同和地区外を分け隔てすることになります。垣根を取り除いて社会的交流を促進させるどころか逆にそれを妨げ、同和問題の解決に逆効果をもたらすこととなります。

特別措置法の制度的経過から見るならば、特別対策を終結させることは、同和行政そのものを終結させることであります。特別対策の終結後、一般対策の中に同和枠を設置して、同和優先の事業施策を実施し、同和行政を実質的に継続させるようなことはすべきではありません。

そこで、お伺いしますが、その1、いわゆる府登録物質的残事業についてはいつまでに終了させるのか、お伺いしたいと思います。2、さらに地区任意団体であるにもかかわらず、同和事業の執行管理機能として存在する地区協議会については、同和対策の廃止となれば当然廃止となるべきものであります。行政は、すべての行政上の主体と責任において進めるべきものであります。市の見解をお伺いしたいと思います。

3番目、同和の線引きのないまちづくりを進めるために青少年センターなどの施設を開放し、すべての市民に利用させ、また同和住宅も同和の垣根を外して一般公募すべきではないかと思いますが、お伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、プールの一般開放についてであります。

6月議会で採択されたプールの一般開放について、教育委員会はその後どのように対応されたのか、お伺いしたいと思います。

大綱4点目は、市内循環バスについてであります。

一昨年、一丘団地と樽井駅の南海バスの廃止は、公共輸送機関の廃止で公共輸送機関が後退しております。市民の足の便はますます悪くなりつつあります。その中で多くの市民の間から、熊取町のような市内循環バスを進めてほしいという要望が

出ています。これについて市はどのように対応されておられるのか、お伺いしたいと思います。

大綱5点目は、砂川樫井線についてであります。新家駅前の交通混雑は目を覆うものがあります。進捗状況についてお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（嶋本五男君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の行財政改革について御答弁を申し上げます。

本市では、多様化する行政需要に対応し、市民サービスの向上を図り、簡素化を図るために、平成9年度より11年度までの3カ年を実施期間といたしまして、行財政改革に取り組んでまいりました。その結果、既に行財政改革報告書としてお示しをさせていただいたとおり、一定の成果が得られたところでございます。

本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す指標であります経常収支比率につきましては、今回大幅な改善がなされたところでございます。平成10年度では104.4でございました。平成11年度の決算見込みとしてさきの議会でお示しさせていただいたのが101.3でございましたが、決算確定に伴います最終の11年度の数字といたしましては、さらに下がりまして100.8ということで、10年度と比べまして3.6ポイントの大幅な改善が図られたところでございます。しかしながら、2年続きの赤字決算ということになっておりまして、財政収支は非常に厳しい状況となっております。

その主な原因といたしましては、歳入面では景気の長期低迷等によります市税収入の減収、歳出におきましては、人件費が減少したものの、公債費や扶助費の義務的経費の増高等によるものでございます。このような財政状況の解消のためにも、早急に新たな行財政改革大綱を策定し、行財政改革に全力を傾注してまいりたいと考えております。

また、公共事業の見直しの件でございますが、さきの行財政改革の中でも一部見直し、凍結あるいは繰り延べ等の措置をいたしておりますけれども、現在は投資的事業につきましては、事業費の平準化に努めるということで、年間約20億円を

基本に、緊急性、事業効果等を勘案しながら、その枠の中で事業を進めていくということにいたしておりますので、既にそれらにつきましても一定の措置をいたしたところでございます。

なお、今後ともさらに事業の見直しも含めまして、また歳出の削減等について、次に示します行財政改革の中で取り組んでまいりたいと考えております。

議長(嶋本五男君) 大浦人権推進部長。

人権推進部長(大浦敏紀君) 成田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、同和問題の早期解決を市の重要課題の1つとして位置づけ、必要施策の積極的な推進に現在努めてまいりました。その結果、同和地区の生活環境等の改善は大きく進み、成田議員の第1の質問でございます物的事業すなわち登録事業につきましては、現在事業完遂を見ております。

しかしながら、差別意識の解消、内外交流の促進、みずからの選択に基づく自立の促進、教育の格差、不安定就労など解決を図るべき諸課題が現在も残されております。こうした現況を踏まえて、国におきましては15事業に限定して経過的に法的措置が平成9年の3月になされていることは、議員も御承知のとおりだと思っております。

また、平成8年度地对協意見具申並びに同年度の答申におきまして、同和問題は解決に向かって進んでいるものの、依然として日本社会の重要な課題であり、その早期解決は国際的な責務である。また、同和問題は過去の問題ではなく、この問題の解決に向けた取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりを持った現実の課題であるとの見解が示されたところでございます。

御承知のように、同和行政は部落差別をなくし、同和問題の解決を図ることを目的としているものであり、部落差別が現存する限り必要であり、同和問題に係る実態の適正な把握のもと、一般対策による的確な対応を行い、残された課題解決に向け、今後取り組んでいく必要があると考えております。

今後の同和行政は、同和問題を人権問題の本質

からとらえ、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという視点を踏まえ、一般対策を効果的に活用し、同和問題の早期解決を図り、基本的人権が保障された差別のない社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。そうした観点から、市同促並びに地区協の今後の推移につきましては、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(嶋本五男君) 吉野教育指導部長。

教育指導部長(吉野木男君) 成田議員御質問の所管の青少年センターに係る部分について御答弁申し上げます。

これまで当青少年センターは、同和地区青少年の活動の場として活用され、地区青少年の健全育成に大きな成果を上げてきたところであります。しかしながら、社会経済状況や同和地区を取り巻く環境の変化に伴い、大阪府下関係機関によって今後のあり方が検討されてきた経緯がございますが、本市におきましても、昨年当センターのあり方につきまして一定の検討をしてまいりました。

地域の実態を勘案しつつ、青少年健全育成の一環としての生涯学習推進の視点を踏まえた今日的な青少年センターのあり方につきましては、まず今後の果たすべき役割として、子育て支援と青少年の自立と健全育成支援、2点目に生涯学習の支援、3点目に青少年と保護者の悩みにこたえる、4点目に人権等情報の発信の4つの役割があると考えております。そういった役割の具体化を図るため、地区青少年施設から人権尊重の精神を踏まえ、一般対策として実施する地域青少年健全育成施設へと転換を図ることが必要であると考えております。

今後の事業展開の方向といたしましては、体験型重視の生涯学習事業、子育て支援事業、青少年の自主的活動支援事業、遊び場提供交流促進事業といった新たな方向での事業展開を図っていく必要があると考えております。とりわけ事業実施に当たっては、地区内外の青少年を対象とした主催事業の実施など、幅広い年齢層の青少年の利用の促進を図ることが必要でございます。そのため、基本的なエリアを当面泉南中学校区へと拡大を図

り、今後とも全市的な領域の拡大へ向け、施設のソフト、ハードを含めて考えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 同和住宅でございます市営の宮本住宅、また市営の前畑住宅についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この両住宅につきましては、同和対策事業といたしまして昭和48年から建設をいたしましたものでございまして、また平成7年、8年、9年の3カ年、これにつきましては同和対策事業として改修を加えたものでございます。これらについては、現在も同和対策事業として十分な機能を果たしているという認識のもとに入居募集を行い、入居をしていただいているところでございますので、引き続き公営住宅の施策を展開していきたいというふうに思っているところでございます。

また、都市計画道路でございます砂川樫井線の進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

昭和50年の事業開始以来、既に25年経過しておりますが、事業費といたしまして17億円の投資をいたしておるところでございます。事業認可をとっております区間の1,498メートルにつきましては、一部用地取得が残っておりますが、用地の取得率につきましては、94%となっておりますところでございます。

また、かねてから懸案でございましたアルミニウム工場の移転作業、これにつきましては11年度で事業着手いたしまして、年内に工場移転が完了するという目標を持って取り組んでおるところでございます。今度、未買収用地約2,000平米もございしますが、これらの取得に主眼を置きまして、3年ないし4年で事業が完遂できますよう努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） プールの一般開放について御答弁申し上げます。

プールの一般開放につきましては、平成11年度に教育委員会といたしまして一定の見直しを行

い、7月20日から8月10日を一般開放するとの方針のもと実施してきたところでございます。平成12年度におきましても、前年度の実施状況を踏まえまして同様の対応としたところであります。

請願が採択されましたが、教育委員会といたしましては、今後この請願の趣旨を真摯に受けとめ、次年度以降のプールの一般開放のあり方について、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の市内循環バスの問題につきまして御答弁申し上げます。

市内循環バスにつきましては、既に御答弁申し上げておりますが、事務局といたしましては、近隣各市町のコミュニティバス等の運行状況調査を行ってございます。それに基づきまして事務局単独の案でございますが、運行素案を作成いたしてございます。

その後、議員も御承知のとおり、岸和田市においても通称100円バスの運行をいたしましたので、それにつきましても運行状況等の調査検討を行ってまいりたいと現在考えておるところでございます。また、バス会社による試案も作成いたしており、これらをもとに、本市のバス問題検討委員会で慎重に検討していただき対処してまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 何分までですか。

議長（嶋本五男君） 11時6分までです。

14番（成田政彦君） まず最初に、行財政計画について私は総括的に市長にお伺いしたいと思います。

今日における泉南市の赤字財政の基本的原因はどこにあるかというこの問題について、まず1つお伺いしたいと思います。

それから、2つ目は、この中期的財政展望に見られるように、いわゆる赤字財政を解消するというので、平成14年度に見込まれる当面の目標として17億円の一般財源の確保に努めるという

ことで、経常収支が平成10年より3.6ポイント低くなって、これは非常に喜ばしいことであります。下がったということを言われておりますが、しかし本市における、いわゆる泉南市行財政計画に計画されてこの財源確保の主要な方法は、泉南市の中期の展望に見られますように一般歳出の削減、これが主要な方法としてとられております。

そういう中で、平成9年、10年、11年と9億円の財政的削減を行ったと市は書かれておるんですが、最後の今後の取り組みについて平成7年度と比較すると、今回の歳出削減については15億9,400万円という増が見込まれたことになってますけど、しかし平成7年度の決算と比較すると、出ているのも、要するに削減は15億できたけど、しかしふえてるのも16億あるということで、いわゆる依然として極めて厳しい。やっぱり減らしたって絶対必要なものは必要でありますので、こういう点では依然として厳しい状況にあるのではないかと思います。

それで、市長にお伺いするんですけど、平成9年、10年、11年度のいわゆる行政改革報告書によりますと、当初は一般歳出の削減方法として、経常経費の10%とか、いろいろな道路云々とか、市民に直接比較的影響のないものが削減の傾向がありましたけど、平成11年度の削減を見ますと、ことし12年度になるんですけど、幼稚園の手数料の見直しとか、それから敬老祝い金の打ち切り、プールについては依然として行われてる。それから、図書費の削減と、こういう市民に直接かわる問題について、そこに削減の方法が求められてきとると。

私は、そういう点では、泉南市の歳出削減、リストラは平成12年以降を考えますと非常に限られた、今後削減するというのは直接市民生活に大きな影響を及ぼす方面に行かざるを得ないと。こういう点では、我が党が主張しておるように、いわゆる牧野公園などの公共事業、こういうものを勇断をもってやめるべきではないかと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

3点目は、これも市長にお伺いしたいんですけど、財源の確保であります。

それは、空港関連課税状況の問題であります。

当初の泉南市における大きな財政収入の痛手は、言うまでもなくりんくうからの収入減であります。市が当初計画した平成7年度りんくうタウンからの——これは当初ですね、収入の計画を見ますと、およそ平成15年度までに——当初の計画ですよ、73億1,500万、平成8年から平成13年度までに73億円というりんくうタウンからの収入があるというそういう計画を出し、恐らく空港中心の道路をつくってきただろうと思います。

しかし、これは意に反して、平成9年からりんくうタウンからの収入はおよそ2億であります。その差額は実に70億円ものりんくうタウンからの税の差額があります。この点について、市長は、りんくうタウンからの収入、当初はそういう点には非常に甘い見通しがあったのではないかと、私はそう思います。

それと、もう1つは、市民の方の立場から見たら、税収の確保であります。今度の決算報告を見ますと依然として厳しく、徴収率は言わん方がええぐらい、目を覆うばかりの低さですけど、81%かな、府下最低です。これは過去平成5年にさかのぼっても、泉南市は依然として府下最低の徴収率であります。特に、ことしは企業倒産で法人税が19.5前年度より減、こういう厳しい状況にあります。税収のいわゆる徴収率を上げ、基本的には削るより入りを多くすることが市民にとっていいんですけど、そういう点での税収面において依然81.5%やと。この点についても、市長として、この税収は何でこんなに低いんだという点についてはどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行財政改革についての再質問でございますが、まず財政的に非常に厳しい状況になった原因はということでございますが、先ほども御答弁をいたしましたように、やはり歳入面におきましては、景気の長期低迷等による市税収入の減収があるというふうにご考えております。

歳出面につきましては、これも先ほど御答弁申し上げましたけれども、公債費が——償還ですね、これが非常に大きくなってきておるといことで

ございます。これは先ほど来からお話しございましたけども、空港関連事業を初め地域整備として市民に必要な道路とか公園、下水道、その他市民生活に直結したハード整備に伴いまして、それを整備したことよっての公債費の残高がふえたと、それを返していく、償還していくというピークがこの14年ぐらいに来ると、こういう中でその部分かなりウエートを占めたということでございます。

人件費につきましても、当時相当人を雇ったということもございまして、ふえ続けてきておりましたけれども、最近ようやく減少に転じておるということでございます。そのあたりが大きな要因ではなかったかなというふうに思っております。

それから、この中期的財政展望の中のいわゆる不足分ですね。これについてはどうかということでございますが、これは11ページにお示しをしておりますように、10年度から14年度までの歳入歳出の差し引きの赤字額を示しておりますが、毎年検証しておりますけれども、これよりはかなり好転しておると、いい数字として実績として残ってきておるということでございますから、あと14年ぐらいまでが一番しんどい時期だというふうに考えております。

それと、歳出削減の考え方でございますが、これは事業も含めて管理経費はあらゆる分野において削減を行うということで我々の方は考えております。その中で、一部市民の皆さんにも御負担いただかなければいけないような使用料等の値上げ、あるいは補助金等の見直し等も行ったところでございまして、一方では、やはり市の職員初め我々三役も当然そういうふうな形で削減に努めなければならないということで、給与カットあるいは辞退という形で行っているところでございます。ですから、すべての分野で切り込んで行財政改革に取り組んでいるというのが現状でございます。

それから、公共事業につきましては、過年度相当大きい数字として年間施行してきた事実はございますけども、最近は大体年間20億を1つの基本として平準化していくという形で取り組んでおまして、現在もその中で事業を行っているということでございます。過去において事業の一部見

直しも行ってありますが、今後さらにそういうものも含めて検討をしていく必要があるというふうに考えております。

それと、税収の問題でございますが、泉南市は過去から徴収率が非常に低いということがございましたけども、それを何とか我々の方で向上したいということで、さまざまな手を打っておりますし、対策も講じております。非常に厳しい対応もいたしてきておまして、従来からの差し押さえはもちろんでございますが、これの換価措置いわゆる公売あるいは電話債券の売却、あるいは預金の差し押さえ等考えられるすべてのことを行っております。徐々にその効果が出てきているというふうに考えておりますが、さらに一生懸命これの改善に努めているのが現状でございます。

それと、りんくうタウンの税収でございますが、当初りんくうタウンの予備登録をいたした時点では、本当に押すな押すなの盛況であったわけでございますが、実際バブルが崩壊した後は非常に厳しい状況となっております。したがって、りんくうタウンから当初見込んでおりました税収については、その大部分がまだ未達成ということでございます。これも財政悪化の大きな1つの要因だというふうに考えております。

りんくうタウンにつきましては、泉南市の方でも税の優遇措置を含め、また大阪府においては分譲価格の値下げ等を行っております。幾つかの商談も現在進んでおりますので、今後着実に売却が進んでいくというふうに期待をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、中期的財政展望に示しておりますように、平成14年ごろが一番起債の償還のピークも迎えますし、厳しい時期だというふうに思っております。現在、平成12年度でございますが、あと2年ぐらい非常に厳しい状況が続くというふうに考えておりますので、あらゆる分野でさらに行財政の改革に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 市長はりんくうタウンからの収入については、見通しの甘さ、これが大きな狂いの1つであることは一応認めただんですけど、

私はその中で1つお伺いしたいんですけど、市長はそのころ助役とか市の中枢部において、もちろんこの事業を進める中心の人だったんですけど、起債の発行額を見ますと、昭和62年度から平成12年度で総合福祉センター、埋蔵文化財センター、砂川櫛井、信達樽井、市場岡田、櫛井西、岡田吉見、住宅整備等、市民の里などの総合計の起債額は、大体62年から平成12年度までで約100億。特に起債額が大きかったのは、平成2年から平成9年の間に大体平均20億近くの起債を発行しておると。これは結局、空港中心の起債額の発行が非常に大きな負担になってきとると。

このまま順調にりんくうタウンから収入があれば、もうこの起債についても心配することはなかったんですけど、この点について当時市長として、バブルがはじけて結局景気が低迷でりんくうタウンに企業が進出しなかったということで、今日の赤字の大きな原因になつとるんですけど、当時そういうバブル経済がはじけて、いわゆるりんくうタウンに進出する企業がない時点において、やはりこの公共事業については抑えるべきではなかったかと私は思うんです。

それを1つお伺いしたいのと、それから、いわゆる歳出の削減であります。確かに、税收を上げるということで、徴収率を上げるということで、市の職員の方が努力されとることについては、非常に評価するものであります。しかしながら、それではやはり今の赤字を減らすということには僕はならないと思います。そういう点で、政府もやっと1%の公共事業の見直しということなんですけど、泉南市も例えば牧野公園などの見直し、これを図るべきではないかと。暮らしの予算へ大きく——例えばプールとかそういう問題は削らないで、そういう緊急的に公共事業は一時停止すべきではないかと私は思います。そういう点で、ルールの見直しが必要ではないかと思えます。

それから、牧野について1つ私もわからない点があるんですけど、牧野公園は公園という名がついています。いろいろ論議されてますので多くは聞きませんが、牧野公園に設置される遊具施設、ピストル型のちょっと500平米かな、あそこに設置される遊具は大体何と何で、金額はどの程度

——公園というんですから、子供が遊ぶ場所だというふうに僕は考えておったんですけど、一体どの程度の遊具施設が設置されるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前段の平成2年から9年ぐらいに行った公共事業についての評価の問題が出ましたけれども、御承知のように、泉南市がやってきた事業といえますのは、比較的市民生活に密着した、地に足のついた公共事業をやってきております。特に、空港関連とは言いますが、都市計画道路の整備ですね。これらはやはりいつの時代であってもきちっと骨格の道路は整備しておかないといけない事業でございますし、それから公共下水道も現在三十数%の普及率になっておりますが、一番後発としてスタートした中で、本当に大きな進捗を見たというのがございます。

また、公園あるいはポケットパークその他、本当に市民に必要ないわゆる都市で市民が生活するための最低条件、シビルミニマムと言われるものを整備してきておりますから、それは泉南市としてはきちっとそういうものを年次的にやってきております。確かに、有利な財政補助あるいは企業局負担等がありまして、集中したという部分はあるかも知れませんが、それはしかしそれだけの大きな効果が今生まれてるわけでございますから、やはり大きな成果の方が大きかったのではないかというふうに思っております。

それから、公園事業の話が出ましたけれども、公園につきましては、やはりこれも地域に必要な本当に市民に密着した骨格の施設でございますから、これはやはり将来的にも大きくふやしていく必要があるというふうに考えております。今年度行いましたのは、そういう補助事業との関係もございましたし、機が熟したということ。それから、20億円の枠内で十分処理できるという中で事業を行ってるものでございます。

あとの質問については、担当部局より御答弁を申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 牧野公園の実施設計につきましては、平成11年度に予算の御承認をい

ただいで実施をしたわけでございます。形態云々を言われますが、一番フラットな部分、ここについてはいわゆる児童公園として必要な器具、例えばブランコとかまた滑り台、また四阿と申しましてやかた、休息所でございます。これらを各1カ所ずつ設けたいという考えを持っております。できるだけ早く事業に着手したいという考えを持っております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、いみじくも市長が言ったけど、これは恐らく平成9、11の補助事業でこれに乗ったと。それから、こんな赤字の中で何も20億円の投資的事業をする必要はないと私は思います。景気が好転して財政が豊かになった時点で20億円なら——あえてなぜ20億円のこういう投資的事業にこだわるのか、これは私は非常に疑問に思います。

それから、牧野公園の1つの問題なんですけど、私は、当初公園と言いましたから、ほとんどは街路であって、公園的にはさっき事業部長が言うたようにジャングルジムが1つと、それから遊器具が2つで、あとやかた、これだけですな。実質これは数百万程度の施設と僕は思われるんですけど、これに4億円。実際、公園という名で地域の子供たちが使うにしては、お金をかける割には余りにもお粗末な公園ではないかと私は思います。

実際、例えば一丘団地における同じ平米の中の遊器具の設置数は、500平米の場合、一丘のは幾つついている——6つの遊器具がついています、同じ500平米に。泉南市は遊器具はたった2つでしょう。500平米の土地に配備するならもっと子供たちに配慮して遊器具を設置するとか、ほんまに子供たちが遊べる、そういう公園に私はすべきだと思います。同じそういう児童優先——中途半端な街路という公園であるよりは、やっぱり公園の機能を備えたそういう施設にすべきだと思います。

市長は補助事業に乗って投資的経費でやらないけないと言っても、私は緊急的にこれが必要だろうと、今すぐ必要かどうかについては、補助事業に乗って必要だということなんですけど、私は必要ではないと思います。

それから、もう1つ、私はもう意見ですけど、全面的な見直しということをおっしゃるんですけど、やはりその中には、市民生活の問題についてはこれは一定ルールの見直しをしないと、余りにも市民生活を大きな不安に陥れると、こういう結果に今なっていることを、これについては改めるべきではないかと思えます。

次に、同和問題についてお伺いしたいと思います。

97年に国の特別措置法がなくなり、2年から8年の経過措置となりました。特に問題なのは、行政が同和事業をいまだに経過的に続けていることとあります。同和特別措置法がなくなれば、当然同和行政も私はなくなるのが当たり前ではないでしょうか。特に、部落差別をなくすという点で、行政が永遠に同和行政を続ける。私は、こうであったならば永遠に一般地域と同和地域に垣根を設け、部落差別の解消の方向か、永続的に部落問題が存在するという、これは同和对策特別措置法の基本的な考えはそうではありません。だから、同和行政を続けるということは永遠的に部落差別、こういうのをなくす方向にはつながらないと、私はそう思います。

そういう点について、同和行政はまずなくすべきであり、そしていわゆる地区協議会、この地区協議会というのは、実質的には同和行政の下請となり、管理、認定、こういうことを行っております。だから、同和行政をなくせば地区協議会もこれも当然廃止すべきであります。もちろん、地区協議会の今後のあり方については、同和地区の人たちが自主的に考えることとあります。行政がこれに補助金を出す、そして永続的に認定作業を行うことは私は誤りだろうと思います。まず、この点についてひとつお伺いしたいと思います。

それから、地域と同和地域との垣根を払う、一体性を設けるという点では、私は、先ほど教育指導部長が言われたいわゆる青少年センターの一般地域への開放、これはもう地域の一体性から見れば当然であります。私は、同和事業として行われる同和住宅、その考えが続く限り同和事業が行われ、部落差別の解消にはつながらないと。だから、同和住宅ももうこの時点では一般公募すべ

きだと、こういう時期に来てると私は思うんですけど、その点はどうでしょうか。

それから、もう1つ、これは特別にお伺いするんですけど、寿湯、それから若松湯のいわゆる同和行政の問題で、寿湯を部落解放同盟が直接これを管理しとると、こういう経過が今まで続いてますけど、地区協議会の廃止の問題と絡めて、市のこういう施設を特定の団体が十数年にわたって経理を預かると、こういうことはいかなものかと私は思うんですけど、このことは果たして許されるのか。市の建物の若松湯、寿湯、この管理問題について、これは市が直接管理すべきものではないかと私は思います。それこそ市の主体性でないかと私は思うんですけど、その点についてもお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の第1点目の質問にお答えさしていただきたいと考えます。

まず、先ほど申し上げましたように、同和問題の早期解決の重要な課題の1つとして、地区についての生活の環境面については大きく進んでおります。そして、また物的事業についても既に完遂を見ております。しかしながら、差別意識の解消、内外交流の促進、そういうものにつきましてはやはり今なお残っており、不安定就労などまだ解決すべき諸問題が残されております。

先生御指摘の国におきまして平成9年3月に、法的措置というものが再度経過措置という形で、5年間の財政特別措置という形で15事業に限定いたしまして、平成9年度から5年間でございますので、平成13年度3月末までこの措置がなされているということでございますので、我々といったしましては、府なり市長会を通じてこの問題についても検討している状況でございます。

次に、寿湯、若松湯の運営状況についてはどうかということでお答えをさしていただきたいと思っております。

当然、今までの経過措置というのがございます。そういう経過から、現在部落解放同盟鳴滝支部に委託をしている現状でございます。ただし、我々といったしましても、この件につきましても関係団体とも十分に協議をし、速やかに検討してまいり

たいと、このようにお答えをさしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、1つ部落差別の問題なんですけど、差別意識とか差別がある限り同和行政は必要だという、そういう行政の人たちの論ですけど、私はこういう硬直的な見解というのは、結局行政的措置によって部落差別がなくなる同和行政万能論、したがって、その責任は挙げて行政当局にあるという行政無限責任論、こういうふうに最後は行き着くと思っております。

しかし、私は、確かに行政によって、同和対策によって、住宅、居住環境の改善や生活の安定、向上のための条件設備を行うことは当然できます。しかし、それを生かし切る問題は、主体的力量の問題と私は思います。それは、同和地区住民の主体的力量、自立意識や生活意欲の向上、民主的な市民道徳の涵養なしには、同和地区の生活実態に見られる格差の完全な解消も同和問題の解決は私はないと思っております。そういう点において、同和行政というのはあくまで特別措置であり、これは同和行政は廃止し、一般行政としてやるべきものであります。

私はそういう点で、例えばさっき平成13年までに個人給付の大阪府の問題をやめさせるべきだということを言ってますけど、同和行政についても、具体的にもう2000年に入った時期にはこれをやめるべきだと私は思います。

それから、若松湯、寿湯の問題ですけど、私ちょっとお聞きしますけどね、公衆浴場にはボイラー士の資格を持った人が必要だと私は思うんですけど、若松湯、寿湯にはボイラー士の資格を持った人はいますか。私は何で聞くかということ、若松湯なんか10時に閉まるのがいつも9時半に閉まると、そういうことを聞くんですわ。実態はどうなんですか。2つの公衆浴場があるのにボイラー士は要るの、国家資格を持った。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、第1点の個人給付事業、議員がおっしゃいました事業について、13年度末までに見直すべきではないかとい

うことで御指摘を受けたんですけども、我々とい
たしましては、平成9年より関係諸団体——市同
促、地区協の御協力によりまして見直しの実施を
さしていただいております。

個人給付事業につきましては、ほぼすべて見直
しの対象ということで行政として御指摘をし、御
提案をさしていただき、協議をさせていただきました。
結果につきましては、議員御承知のとおり
だと思いますけど、あと教育で5つ。それにつ
きましても13年の末には廃止ということで協議
を進めております。

福祉につきましても、老人特別給付金につ
きましても現在段階的に処理をさしていただき、平
成9年度では60歳以上でございましたが、平成
10年度につきましては65歳、平成12年につ
きましては70歳というように、段階的解消に向
け協議を行い、平成13年度末で廃止をするとい
うことになっております。また、寝たきり老人対
策につきましても、当然平成13年度末には廃止
をいたしております。（成田政彦君「ボイラーマ
ン」と呼ぶ）また、老人給付一部負担金補助事
業につきましても、平成11年8月31日に廃止
しております。

なお、若松湯、寿湯の件でございますが、さ
きにも……（成田政彦君「ボイラーマンの資格あ
るのかという聞いてるんや」と呼ぶ）御答弁さ
していただきましたように、部落解放同盟鳴滝支
部に委託をいたしており、ボイラーの資格を持
った方は1人いらっしゃるということは確認済
みでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 1分しかございませんので、
成田君。

14番（成田政彦君） 最後にプールの問題な
んですけど、私はプールの問題について1つ指
摘しておきたいと思っております。

気象庁の夏休みお天気情報によりますと、プ
ールが開放された7月20日から8月10日ま
での間に、34度以上の気温があったのは2日
であります。7月20日と7月23日でありま
す。それと比較すると、8月11日以後34
度以上の日が何日あったかというとならば9
日、4倍も34度、中に

は37度を超してもう子供たちは大変でした、暑
くて。私どももそういう声も聞きます。異常な暑
さでした、ことしは。それでもなおかつプールの
一般開放をほるということは、何ということだ
かな、これ。この子供たちのお天気情報だけ
でひとつ……

議長（嶋本五男君） 時間が来ておりますので、
簡単にしてください。

14番（成田政彦君） 教育長に、ことしは特
に異常な夏だったんですけど、それでもあなた
は今後もしないということですか。ちょっとお
伺いします。

議長（嶋本五男君） 以上で成田議員の質
問を結びたいと思います。

次に、8番 松原義樹君の質問を許可いた
します。松原君。

8番（松原義樹君） 第1翔政会の松原で
ございます。平成12年度の第3回の定例会に
当たり、ただいま議長の許可も得ましたので、
大綱4点に向けて質問を行いたいと思
います。

世間では、雪印乳業の黄色ブドウ球菌の
エンテロトキシンAという毒素による食中
毒事件、またロシアの原子力潜水艦のクル
スク、これがバレンツ海で沈没、また三
菱自動車のリコール隠し60万台などなど、
大企業の安全神話が人為ミス等々で崩れて
いることは残念でなりません。また、親ら
による虐待を受ける子供を救え、という
意味での新聞記事を見るにつけ、子育てで
悩む親が多いことを痛感いたします。そ
こで、今回の質問は、子育て支援、女性
の支援という立場より一般質問を進めて
まいりたいと思っております。

大綱第1点、総合福祉センターあいび
あについて質問します。

その施策の中で総福が開設され、利用者
数が3年で30万人を超えたとのこと、こ
れは喜ばしい限りではありますが、その
施策内容、特に子ども支援センターにつ
いて質問いたします。

この子ども支援センターは、総福の設
計時には老人向け複合施設として計画さ
れていたものに急遽追加され、設計変更
されたため、使い勝手が悪そうですが、
それは運営についての中で指摘してい
きたいと思っております。

それでは1点目、子ども支援センターの施策4項目、これがあるのですが、いわゆる内容と運営について現況、これをお答えください。つまり、リバースクールとか子育て支援のためのちびっこプラザ等々について、どのように運営され、どのような予算でやられてるか、これについてお答えください。

2点目、あいびあの利用者の足の確保のためです。それについてですが、駐車場というんですか、バスストップというんですか、いわゆる駐車場が遠いのもっと近くまで来てくれという要望をよくされます。また聞きます。先日は府営吉見岡田住宅の方々が団地の中でとまるようにしてほしいと言われましたが、現在のバスストップが樫井川の橋近くまで約400メートルほど歩かなければならないとのことですが、運行状況についてお答えください。

大綱第2、教育問題について質問します。

教育というと小学校教育、中学校教育と思いがちですが、しつけ面等々から見ると、赤ちゃんから老人までいわゆる生涯教育、生涯学習という観点から物を見る必要があると思います。子供会、青年団、婦人会、老人会等々のお力をおかりして、地域教育力を高めるべきと思います。

また、少子化対策臨時特別交付金が平成12、13年で当市に8,800億円交付されていますが、未就園児並びにさまざまな子育てサークルに支援の手を差し伸べるべきと思いますが、お答えください。

また、幼児教育の必要性は痛感します。母子支援の立場よりどのように考えているのか、これについてお答えください。

大綱第3、道路・公園問題について質問します。

事象というか、物事の継続性から同じ質問を第1回、第2回の定例会で私自身出しておりますが、お答えください。

第1点目、第二阪和国道沿いの高木の剪定についてですが、広報の3月号掲載以降、前回も同じようなことを言うたと思うんですが、もう半年になります。お答えください。どのようにいつできるのか。

第2点目、道路美化について。

泉佐野岩出線沿いの花壇は、ボランティアの方々の協力で5カ所目をきょう現在整備中ですが、3月議会で花の苗代の支出をオーケーしてもらったと思ってるんですが、何か中傷等々が入ったようでいまだ支給されておられません。府の道路美化ボランティアにも十数人が登録済みです。早急に支給いただきたいのですが、お答えください。

ちなみに、当苗代、種代のためにこの皆さん方が家庭でのアルミ缶の回収、並びに外で落ちてたらその物を回収したりしてくれてます。最初はその場所が交差点に近いので、道路からほうるアルミ缶とか何かを私自身もたまたま拾うことがあるんですが、その状態で腹立つといおうか、思ったんですが、自分が今ボランティアをそういう形でやることによって、何か捨ててくれて、できたらアルミの方がいいがなと思うような気がいたします。それも1つじゃないでしょうか。社会現象かもわかりませんが。

3点目、過日私の馬場工場に行く途中五、六人の方々がおられ、あいさつを申し上げたところ、馬場区には公園が1つもないと、こんなチラシのような安い土地があると。ここにチラシがあるんですが、これを当人からいただきました。この状況では、安いというのはどんなかなと思って見たんですが、トータルの坪数1,274坪、このものが最低価格で6,088万円プラス500万円、これをつけてくれたら7,000万ほどで1,200何ぼの土地があるということです。1筆じゃないんですが、全部まとまったという状態らしいです。何とかならないものかと、こういうように市民の方が言われたということをとるんであります。要望されました。馬場区内の公園、これの現状と今言われた市民の方の要望についてお答えください。

大綱第4、女性施策について質問します。

女性施策がどの部で担当されているのかを探してみますと、人権推進部の女性施策係というのが見つかりました。係長1人、課員1人という寂しい限りでございます。平成11年の6月に男女共同参画社会基本法が成立し、施行されました。女性と男性が対等な関係で、家庭、職場、地域などいわゆる社会のあらゆる分野に自分の意思で参画

することができ、その結果として利益を受け、かつ責任を持つ社会、つまりジェンダーフリーの社会のことですが、いまだに男は仕事、女は家庭と一言で片づけられているようです。市職員約750人のうち人権啓発課女性施策係は2人です。6万5,000市民の半数以上が女性ということを考えますと、係を課とか部とかにし、もっと重要な部門として位置づけるべきと思いますが、お答えください。

また、女性のためのシェルターづくり、これについてお答えください。これはいわゆる男性からの性暴力並びにただの暴力というか暴力的な暴力、そういうものから、また父親がいつの日かおらなくなって食うことができなくなるというようなそういう環境に陥ったときに、何とかその女性をその母親を助けるためにいかがするか、どういう形でそういうシェルターをつくるかということでございます。そこについてもお答えください。

以上で壇上での質問は終わりますが、一言ごあいさつだけさせていただきます。1期4年間、新人の私の質問におつき合いいただいた議員諸兄、また理事者各位に対し、心から感謝いたします。ありがとうございました。

以上です。

議長（嶋本五男君） ただいまの松原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から女性施策につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

まず、女性の地位向上ということについてでございますが、これにつきましては、平成5年度に庁内に女性政策推進本部を設置いたしまして、平成6年度に第1次女性行動計画「せんなん女性プラン」を策定いたしまして、女性施策上の基本方向、基本計画、重要課題、施策の方向を提示いたしまして、「せんなん女性プラン」に基づきまして女性問題講座、男性向け講座、ステップフォーラム、女性総合相談、啓発冊子の作成等の事業を実施してまいりました。

この間、国では、御承知のように平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行されまして、男女が対等な立場で責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮すること

ができる男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが求められております。

このような社会情勢の変化と「せんなん女性プラン」の目標年次が平成13年度ということをお知らせして、本年9月——今月でございますが、男女共同参画社会に関する市民意識調査を実施することといたしております。今回の調査結果を基礎資料といたしまして、女性の地位向上、女性問題の解決だけでなく、男女共同参画社会の実現に向けた女性政策の指針としての「せんなん女性プラン」の改定及び実施計画の策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

それから、もう1点、女性問題を担当する部局の問題でございますが、御承知のように現在人権推進部の係として存在しておりますけれども、今後につきまして課等に格上げできないかということでもございましたけれども、現在泉南市におきましては、すべての組織機構の見直しに取り組んでおりまして、できるだけ簡素、スリム化に向けて今作業を行っているところでございます。

この女性問題につきましては、議員御指摘のように、人権推進部だけではなくてほかの部署にもわたる部分がございます。それらについてきちっと処理をするようにしておけば、その機能は十分発揮するのではないかとこのように考えておりました。従来からこの女性問題につきましては、先ほども申し上げましたように、女性政策推進本部というものを構成いたしております。私を本部長といたしまして助役、収入役、教育長が副本部長、また本部員といたしましては各部長、これは当然教育も入っておりますし、水道あるいは消防等も入っております。また、幹事といたしましては、それぞれの課長級が入っております。この中で横断的な施策の展開あるいは推進についての協力体制、あるいは検討体制を既につくっておりますので、この中で十分処理できるというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から松原議員御質問の総合福祉センター、特にその中の子ども支援センターの運営状況につい

て御答弁申し上げます。

子供を育てる上で気がかりなことや心や体の成長発達のことなど、子供に関するいろいろな問題について保護者の方と一緒に考え、専門的な立場から総合的に支援を行う施設として、平成9年9月に総合福祉センター内に子ども支援センターをオープンいたしました。現在、同センターでは、障害児通園施設すなわちリバースクールを主体に、めだか教室あるいはちびっこプラザ、ことばの教室、子ども相談室といった事業を積極的に展開しております。

樽井保育所で開園してから現在の子ども支援センターで21年目を迎えるリバースクールでございますが、発達におくれ、または疑いのある子供さんを対象に、専門的療育、訓練、保育を毎日通所で定員20名で利用していただいております。

また、めだか教室では、週1回月曜から金曜日にかけて、育児に不安や悩みを持つお母さんやちょっと気になる子供たちに専門のスタッフが遊びを提供し、育児のアドバイスをしながら子供の成長発達を援助しております。

次に、ちびっこプラザでございますが、毎月第2・第4水曜日に自由におもちゃや遊具を使う遊びの場を開放して、親子で楽しく参加しながら多くの友達をつくっていただいております。

さらに、ことばの教室では、保育所、幼稚園、小学校に通うおおむね5歳以上で、言語面などで専門的な指導を必要とする児童を対象に言語療法士が指導に当たっております。

最後に、子ども相談室でございますが、子供のこと、自分のこと、家族、家庭のこと等専門のスタッフが気楽に相談を受けております。利用は一応予約制をとっておりますが、毎週火曜日は予約なしでも相談を受けております。

今後も、子ども支援センターの事業につきましては、以上のような取り組みをさらに充実させ、同センターを拠点として、市内の各保育所とともにさまざまな子育て支援事業を展開してまいりたいと考えております。

それと、子ども支援センターの年間の予算の御質問もあつたと思います。

平成12年度の当初予算の数字でございますけ

れども、1億350万7,000円を計上いたしております。これのほとんどは職員の人件費と理解していただいても結構と思います。

続きまして、福祉バスの運行状況についてでございます。

福祉バスの運行につきましては、平成9年オープンより市内を4コースに分けて、週2回1日4便で実施しております。また、福祉バスは特定旅客バスとして認可を受けており、老人、身体障害者、母子という弱者の方々を乗客として運行いたしますので、長時間の運行には支障を来すため、40分から50分ぐらいで福祉センターに帰ってこれるように設定させていただいております。その時間の関係と1日4便週2回運行ということから、おのおの団地内には乗り入れできず、幹線道路のみで運行いたしております。

また、狭い道路あるいは回転帯のないところでは、現状の福祉バスでは少し大き過ぎまして、その乗り入れが不可能ということになっております。

市内の狭い道路等の場所にバス停を設置するとしましたら、小型のバス等の導入が必要になってまいりまして、今のところ現行の体系で実施してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 議員御質問の幼児教育について御答弁申し上げます。

幼児期の育ちは、生涯における人間としての健全な発達や社会の変化に対応し得る能力を培う上で基礎となるものであり、また生涯学習の基礎を培う観点からも極めて重要であります。そのため、幼稚園では家庭での成長を受けて、幼児期にふさわしい集団生活を保障するとともに、幼児期の発達の特性を踏まえた教育に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、今日社会の状況の変化は、幼児の育ちにも影響を与え、戸外で自然と触れ合い、思い切り遊ぶ機会の減少、核家族化に伴う子育てに悩む親の増加、地域の子育て機能の弱体化等としてあらわれております。そのような中で、幼稚園には地域における子育て支援センターとしての

役割も今日求められております。本市幼稚園ではこのような状況の中で、子育て相談、園庭開放、未就園児親子登園日の設定等、地域の人々との交流等を通じ、子育て支援センターとしての事業を実施いたしておるところでございます。

また、議員御指摘の地域の教育力の活性化についてでございますが、本年度から府教育委員会の新規施策として、総合的教育力活性化事業が始められております。

この事業の目的は、学校を核としてさまざまな人が子供の教育のために力を出し合うことによって、学校、家庭、地域の総合的な教育力の再構築を図り、地域社会挙げて子供の健全育成に向けた取り組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化し、豊かな人間関係づくりなど子供に生きる力をはぐくむことを目的として、中学校区単位で実施される事業であります。初年度であります本年度につきましては、府下の半数の中学校区で実施され、平成16年度までに府下全中学校区で実施される事業であります。

ちなみに、本市におきましては2中学校区を既に指定いたしまして、本事業の具体化を図るつもりでございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 松原義樹議員の事業部にかかわります御質問が3点ほどございました。順次、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国道26号線の高木に対する改良についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在の進捗状況ということではございますが、建設省におきまして、本年度市道の信達樽井線から府道の泉佐野岩出線の間をモデル区間として事業を実施するという事になってございまして、予備調査中でございます。工事の発注につきましては、樹木の時期的なこともございますので、10月下旬ごろを予定していると大阪国道工事事務所より聞いておるところでございます。

次に、道路の清掃等の問題でございますが、公園につきましては、地域の方々を主体とした、使う方がみずから清掃等の維持管理を行うということで実施をしていただいております。

して、道路につきましてもかなり危険なところもございますので、一概にすべてボランティアの方、また地域の方に清掃等を中心としたボランティアを実施していただくというわけにはまいりませんが、今後管理の方法なども検討いたしまして、ポケットパークなどの道路施設については、ボランティアの方、また地域の方で清掃していただく等のことを検討していきたいと思っております。また、無料で実施していただくわけでございますので、資材とか、また危険を防止——防止といいますが、危険に備えての保険対策等も検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それから、馬場地域に公園がないということで、御提示ございましたかなり面積のまとまった土地があるということではございましたが、泉南市の都市計画の基本方針、これにつきましては、馬場地域につきましては中央地域と定めておりまして、公園は当然この中に中央公園なども含むわけでございます。今現在、馬場地域についてはかなり田園地域的な部分もございますので、必要度合いからいけばかなり後退、後ろの部分の順位になるのではないかとこのように思っております。

今年度につきましては、牧野公園の整備に全力を尽くしております。これにつきましては、基金とかの活用をやっておるわけでございます。できるだけ多くの公園を設置したいわけではございますけれども、4年ないし5年のスパンでないと財政的な問題も含めまして新設事業はできないのではないかなという考えを持っております。ないそでは振れないということもございまして、御了承いただきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 松原議員のシェルターの問題について御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、市長が先に女性政策全般につきまして、基本的な方向、計画、課題等について御答弁をいたしました。こういう方針に基づきまして、人権推進部啓発課といたしましては、平成9年度より専門のカウンセラーによる相談窓口を開設いたし

まして、事業を実施いたしているところでございます。現在は毎月2回、午後6時から9時までと、午後1時から4時という形で実施いたしております。こういうところで諸問題についての御相談、女性からの問題等々を十分にカウンセラーがお聞きをして、方向性を出していくということでございます。

今後、市民サービスの向上という観点から、相談窓口をふやして相談者への敏速な対応を図り、女性相談の充実を図る所存でございますので、よろしく御認識をお願いいたしたいということでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、大綱第1点から順次再質問させていただきます。

まず、第1点目ですが、きょう現在開設されているリバースクール、これは21年目ということで、当初携わってありました私からすると、本当に長く頑張ってやっていただいているということについては感謝したいと思います。

つまり、これは自分の子供が障害を持っていたということもあり、樽井の幼稚園に入るその前後から1つの会をつくって動いた状態でございます。きょう現在21年もたったんかなと、子供は大きくなるはずやなという感じでは見ております。この中での状況について少しお話をさしていただきたい、お答えをいただきたいと思います。

リバースクール自身が、最初には樽井の保育所でしたか、あそこの園庭とある一室を借りて動き始めたということはわかります。以降、あそこの福祉センターができたことで、3年前ですか、平成9年に開園したということでございます。

あの場所に子ども支援センターというか、あることについては、私は地域の先ほど来言うてる活性化とか、いわゆる老人力から始まってそういうものをいただく上では、子供を育てる環境としては最高にいいんじゃないかというふうに思います。

でも、壇上でも言いましたが、あの場所が最初から設計されて、ああいう園庭もちょっと小さいです。また、1つのリバースクールという形が余りにも全面に出てるからか、その場所の中を使う

人ですね、健常な方々、子育てに不安を持っておられる。不安を持つだけやなしに自分自身が子供を育てる間では、男という私の立場ではその部分は家内に任したということになるんかもわかりませんが、余りそういう気を持たなんだんですが、今女性のこういう施策をする状況を見てると、政策の中で特に女性自身が子供を預けられるいうか、お父ちゃんから預けられる、地域から預けられる、場合によったらそこのお父さん、お母さん、いわゆるしゅうとめさん、しゅうとから預けられたような状態で子供を扱っているといおうか、今24時間自分自身がその子供と一体になってるという状態。

きょうもたまたま後ろを見ますと、先ほど来もちょっと小さい子供の声でしたが、こういうところへ来て傍聴するにしても、やはり保育所もあるわけです。こういうところへだれが来るかもちろんわからんとは思いますが、例えばそういうことに対する対応、場合によったらバリアフリーとかいうことも必要じゃないか。そういう意味から、リバースクールのあの場所の大きさといおうか、そういうものをもう少し考えるべきじゃないか。

場合によったら、そこ自身をできたらどこそこ、体育館の一室とかそういう場所を、泉南市を横断的に——女性施策なんていう話がありましたが、横断的に考えたらかなりの場所でそういう水曜日だけはいつも空いてるとか、日曜日にはいつもそこは空いてるんやとかいうようなところがあるようにも思います。

この問題を私が取り上げたのも、子育てプラザですか、その中のちびっこプラザですか、そこへ通われて楽しいその場所で——月に2回、水曜日です、されてた方が、来年からはリバースクールが月曜日から金曜日まで5日間続いてやるということになった。そのことに対するいわゆる反動というんですか、その場所を水曜日に借りてたんですけど、その場所がどうやら使えなくなると。そういうことをそこの館長か課長かどなたかに言われて、これじゃ私らもせっかくそういう仲間づくりをし、子育てに対する前向きな気持ちで友達づくりをしてきたのに、親子がまた行くところもな

いというような話があります。まず、1点、ここについてお答えいただきたい、そういうふうに思います。

それと、続けて、第1の分だけ言うておきます。いわゆる運行状況というか、あれは福祉バスという名前を使うたらいいんですか、あのバス自身が29人乗りで、もちろん大きいことは大きいです。幹線しか通れないし、40分の話も今聞きました。そういう意味からは、なるほどしんどいところはあろうとは思いますが。

でも、これの運行というか運営の内容をちょっと私も調べてみたんですが、この29人乗りバスは何台ありますか。ちょっと聞いたところによると、2台あって、それは車検やとか故障時に使わなあかんから、2台最初から買って持ってるようです。そういうふうに私聞いてますから。そういう状態の物の考え方ができるんなら、これは悪くはないと思いますよ。

でも、その大きい29人乗りが2台もあるのなら、最初から泉南市がどんな大きさ、どんな道、それはもう皆さんの方がよくわかってるくらい、私も走ってますが、大きい道というのはほんまに幹線でそうそうありません。そういう意味からすると、できたら9人乗りとか、先ほどもちょっとお答えもありましたが、その中で9人乗りのバスとかいうもの、2台を2つに割ったら500万ずつであるとかいうような考え方をしても、何とかいい方法がないだろうかというふうに思います。南海バスに委託しているその事業費として年間1,260万円ですか、あるように聞いてます。そこら辺について、2点お答えいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、子ども支援センターの再度の御質問でございます。

この子ども支援センターにつきましては、我々乳幼児期から生涯にわたる人間形成の基礎を養うといった面で、やはりこの時期は特に大切な時期であると、このような認識をしておりまして、そしてその発達段階で、我々は例えば幼児教育を充実していかなければならないと、このように感じ

ております。そして、その中で我々福祉の方で担当しておりますのは、保育所でありまして、あるいはこの子ども支援センターといった施設で事業を展開しているわけでございます。

それで、昨年より実はこの障害児通園施設リバースクールにつきましては、国費の対象ということもありまして、毎日この事業を展開するという形になって、今おっしゃいましたちびっこプラザについて少し時間が短くなったということになっております。

それと、こういった子ども支援センターでありますとか、その中の施設あるいは事業は、これからどんどんふえてくるということも我々として予想されております。

ただ、この総合福祉センターが開設されて、そしてそれにリバースクールが併設されたという経過につきましては、以前は保育所に併設されたということもありまして、この保育所の設置目的から、趣旨からしますと、この施設については、保育所の趣旨からは少し離れるということもあって、その以前から指摘もされたという経過もございまして、この総合福祉センターに併設されたという経過もあるというふうに聞いております。

ですから、場所の問題でありますとかその辺の問題につきましては、これから例えば児童数がどれくらいふえてくるかというようなこともございしますので、その辺で我々これから検討していく必要があるかと思っております。ただ、スペースの問題については、今現在1階に保育室が3カ所ございすけれども、その辺のこと。それと、あと児童数の問題とかありますので、その辺も含めてこれからそのあり方についてまた検討を加える必要もあろうかと、このように考えております。

それと、福祉バスの運行の問題でございますけれども、これにつきましては確かに2台ございす。そして、1台は予備的というんですか、確保しなければ、例えば運行しているときに故障になって運行できないという場合にはそれをスペアのに使うということもありますので、そういった形で2台確保しているというところもあります。

そして、あとこのバスの運行の問題につきましては、当初現在の運行計画でもって設定したとい

うときには、当然いろいろな要望もございまして、例えば大きな団地に回してほしいとかいうこともございました。ただ、先ほども御答弁さしていただいておりますように、この分は福祉バス、そして福祉センターの方に送迎という趣旨もありまして、大体時間的にも特にお年寄りの方が、あるいは障害者の方が利用されるということもございまして、時間を1時間以内、そして40分、それから50分以内で運行できるという、そういう設定をいたしてこのバスを運行したということもございます。ですから、現在大きな幹線道路といいますが、そこを運行して総合福祉センターの方に送迎しているというところでございます。

ただ、狭い場所、特に現在のバスが運行できないといった場所について、確かに要望もございません。ですから、今のところはまだ開設して3年足らずということもありまして、現行の運行計画でやっていきたいということもございしますが、そういった要望につきましては、我々としては、またどういった方法があるかということも検討してまいりたいと、このように考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、続いて、今のお答えの中ではあのリバースクールの場所を――保育室3室あるようですが、その中の2室例えばリバースクールをつくっていて、3室目を子どもプラザとかことばの教室とか、そこら辺のものに振り分けてるという答えでしたら私も安心するんですが、今お話しされたように、きょう現在2回になってるのも、当初は毎週という意味で月4回それがあったようです。それが、去年には2回というか半減になって、ことしちょっとそういうストップせなあかんのやというような話が出てるということを知っているのに、その答えが出てないんです。とりあえず、その場所をどこそこにするとかいうことを今からというか、きょう答えができないかもわかりませんが、再度お聞きして終わりたいと思います、その件については。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） スペースの問題につきましては、一番当初この総合

福祉センターが建設された時点では、今1階にありますその3つの保育室を利用して、すべての子ども支援ですね、それで対応しようという計画でした。それが途中で対象児童数がふえてきたということがありまして、一時的に例えば3階の空きスペースを使うとかそういったことも考えて、我々実施してきたところです。

ですから、このスペースの問題等につきましては、まだこれからも児童数がふえてくるという事態も予想されるそういった中では、また別の方法も考えなければならないということも考えております。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 今、意見といおうか、そうしておきますが、考えていくということはやるといことで、次はそれを終わりにするとかいうことではない、そういうことを確認しておいてよろしいでしょうか。それだけして、何か異論があったら言うてください。そうじゃないですか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） ですから、それも含めてこれから我々も考えていかなければならないと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） はい、わかりました。

それでは、大綱第2点の方、教育問題について再質問させていただきます。

いわゆる幼児教育というか、就学前の6歳というんですかね、6、5、4、その下へ下がっていくものについては、そういう分野では厚生省とか文部省、市町村では福祉部局とか教育委員会等々で、その施策とか子供に対する考え方というんですかね、そこら辺もちょっと違うように思います。それを今現在どのように例えばすり合わせしていくか。こんな小さなとは言いたくないですが、泉南市のこの中で教育や福祉やいうて角突き合わすような状況じゃないとは思いますが、そこら辺についてまずどういうふうに考えているか、それぞれの部局でお答えいただきたいと思います。

以上。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 松原議員御指摘の

就学前機関として設置されております保育所と幼稚園の連携、これからの方向性について御答弁申し上げます。

議員御指摘のように、保育所については厚生省、幼稚園については文部省と、こういう歴史的な経緯も含めて、今日そういった形で所管をされております。措置目的につきましても、保育所については保育に欠ける子供、幼稚園につきましても幼児教育の対象とする子供と、こういったふうに措置する目的の違いがまず現状としてございます。

また、保育や教育の中身につきましては、保育所につきましては厚生省の保育指針、幼稚園につきましては文部省の幼稚園教育要領に基づいて、それぞれ保育に関する、あるいは教育に関するカリキュラムが作成され、実施に移されております。

しかしながら、見方を変えますと、措置年齢、本市の場合は、幼稚園の場合は四、五歳児、保育所の場合は全体としては一部を除いて0歳児から5歳児を措置しております。そういった意味でいいますと、措置年齢が重複する実情もございます。

いずれにしろ、年齢的に見ると、いずれの機関も就学前の教育の役割を担っておることは事実でございます。そういった点、今日の社会環境の変化の中でも、文部省、厚生省あたりでも保育内容あるいは教育内容について、それぞれ保育指針、教育要領で示されておりますが、まずは保育内容、教育内容についての所管を超えた一定の共通理解、連携の必要性が昨今指摘をいただいておりますし、今般の幼稚園教育要領の改訂の中にもその趣旨がうたわれております。

したがって、本市におきましてもそういった状況を踏まえ、今後とも保護者は保護者の立場から一定の保育ニーズをもって選択をしていくわけでございますので、そういった保育ニーズも踏まえ、それぞれ保育内容、教育内容の行政としての相互の連携、あるいは保育現場、教育現場の連携等も保護者連携を含めて必要であるかと、このように考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 保育の方ではちょっと言うていただけないようですが、とりあえず先ほどの

第1回目の答弁書の中で、教育委員会として家庭での成長を受けてというものは、例えば教育委員会としては、子供を預かる最初の時点で、四、五歳児を預かるときに、最初からこの程度のこんなことができるようにとかいうようなものを持っていて、あなた方は家庭での成長を受けてという言葉を使うたのかどうか、これが1点目。

2つ目、そういう状態で、家庭の中では思い切り親子の対話といおうか、いわゆる子育てについて悩む母親とか父親が多い中で、その部分を何とか今の地域の中で、例えば今さっきの子育て支援プラザ、また保育所とか幼稚園の中での園庭開放並びにいわゆる未就園児の親子登園日と言われましたか、何かそういうものをつくってやってるんやということはわかるんですが、まず最初の成長を受けてどのくらいと思うかということと、それからどのくらいの回数をきょう現在それに対して費やされているか。また、それが親子支援になってる、いわゆる少子化対策のその費用を使うてやってるんやとか、何かそこら辺について、2点についてお答えください。できるだけ少なくてもいいです、簡単に。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 松原議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

家庭での成長を受けてということで、家庭での成長ぐあいについてどのようにとらえてるのかということでございますが、まず3歳児、4歳児あるいは5歳児というのは、いわゆる発達の特徴が御指摘のようにございます。これから、家庭の支援から一步一步自分で自立をしていく時期のまず初期の段階というんですか。それから、とりわけ3歳児等については、発達の格差というんですか、家庭状況、親のかかわり、地域状況の中でそれぞれが持っている発達の程度に非常に大きな差がございます。

それから、昨今御指摘をいただいておりますように、本来地域社会や家庭が持っていた教育力あたりが、先ほど申し上げましたように、少子化あるいは核家族化、あるいは地域社会の構造の変化で、総じて本来家庭が担っていた、あるいは地域が担っていた教育力の弱体化が生まれております。そ

ういった部分も含めて、視野に入れて、それぞれの幼稚園といたしましては、片方ではそういった子育てに悩む、あるいは子育てに孤立をしている保護者への支援ということで、先ほど申し上げました子育て相談事業あるいは園庭の開放等実施をいたしております。

この実施状況ですが、昨年、一昨年と、これはいわゆる少子化の事業適用ではございませんが、10年、11年と文部省の子育て支援の事業を受けておりますので、先ほど申し上げました保護者の実態に応じた子育て相談、あるいは経験としての園庭開放等につきましては、すべての園で実施をいたしておりますし、今後とも園の実情に応じて実施をしてみたいと、かように考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） 議長、何時まで。

議長（嶋本五男君） 6分まで。

8番（松原義樹君） そしたら、大綱第3点の道路問題については、先ほど質問ができそうにないような言い方をされて、まあ言うたらそこでお話するとしたら、四、五年後そういうスパンで物を考えていくということです。とりあえず、きょう現在あそこで——あそこでと言うたらおかしいですが、道路のボランティアをさしてもろうてますが、とりあえず缶拾いやとか、あのアルミ缶の力というたら大きいものです。3回で1万7,000円ほどですか、もう集まりました。

そういうものを使ってはいきますが、先ほどそういうものについても、資材とか苗、種、これについては出していくと、提供していくと、また保険にも入るということですから、そのことを信じまして、よろしく願いいたします。

次、大綱第4、女性施策について質問をしたいと思えます。

いわゆるジェンダーフリーというのは、とりあえず男女が性差別とかいうことは余り考えないで、同じような1つの権利を持ったそういう社会、フリーな社会をつくっていかうということらしいんですが、そのことについて先ほど来、相談窓口のこととか、それから推進本部というのがあって、

横断的にすべての部とか課を網羅してるので、これは女性施策の決して軽視でない、そのことは一応わかったようには思います。

そういう意味で、そういう推進本部の部会は月に何回開かれ、年に何回開かれ、また過去、平成8年と言われましたか、それからどのような回数やられたか、ちょっとそこだけ教えてください。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 松原議員の質問にお答えさしていただきたいと思えます。

女性のためのシェルターというのは御存じだと思いますが、レイプや夫や恋人からの暴力等から避難をするということで、女性たちを保護して自立を高めるための一時的な避難の施設であるという認識は持っております。その中で、先ほども御答弁さしてもらいましたように、いろいろな諸問題について相談窓口を持っておるといって、その相談によりましては、大阪府なりいろいろな関係機関と十分に協議をしているというのが現実でございます。

ただいま申し上げましたのはシェルターについての見解でございますが、全体といたしまして我々といたしましても、市長がさきにも述べましたような形で実施本部をつくらしていただいて、その中で問題等が惹起してまいりましたら、当然我々といたしまして要請をかけて本部会議を開くと。最近の一番手短な本部会議は、女性政策のためのアンケート調査についての基本姿勢なり方向性を見きわめる本部会議を先月実施をいたしております。ですので、年間に何回開くとかそういう決まりはございません。それに基づきまして、いろいろな問題が惹起した場合には我々も提議をし、その中で本部会議を開いていただいて意見の集約をするということが前提でございますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） それでは、恒常的にというんですか、毎月毎月という状態じゃないようで、何か問題があったときにその対応をされてる会議やなというふうに認識します。

それと、今のシェルターづくりいうんですか、

これについては、やはり女性をどの位置に考えるかというか、ものを置くかによって、視点を置くかによって物すごく違った方向に行くのやないやろうか、そのように考えます。

たまたまそんな質問しようと思てたからかしりませんが、きょう産経新聞でしたか、とよなか男女共同参画推進センター、これの名前はすてっぶとかいうんですが、その館長に、前の東京都議で女性政策研究家の三井マリ子さんがとかいうて書いてます。そういう意味からして、これを発展的にしていくと、先ほど私は部とか課を言いましたが、常設で参画施設として1つの独立した形をとっていけるような、そういう市になってほしいと思うんですが、それについてどう考えられるか。

それと、今後女性の施策を進めていく上で、5歳までの間の子供さんの状況については余りはっきりわからなだんですが、小さい子育てからそういう場所、女性が子育てをするんやということだけやしに——もちろんそれを放棄するんじゃありませんよ。した上で、もっと自分自身が一人の大人として生きていける社会づくり、泉南市づくりをしてほしいと思うんですが、この豊中の件を出して、泉南市はどのように考えられるか、最後にお聞きしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私もその記事は拝見をいたしました。泉南市におきまして、将来的にはやはりそういう女性サロンといいますか、女性の皆さんが気軽に集えて、そしていろんな活動ができるような施設あるいは部屋ですね、そういうものが必要だというのは、女性プランの中でも提言されております。したがって、私どもやはり中長期的にはそういうことも目指していきたいというふうに考えております。

当面は先ほどから言っておりますように、女性プランの経年変化もございまして、時代も変わってきておりますので、今回の法律制定に際しまして、もう一度市民の皆さんのアンケートをいただいて、その中から次の女性プランの改定に向けての作業を最優先として取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

議長（嶋本五男君） 以上で松原議員の質問を終

結いたします。

午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時 6分 休憩

午後1時24分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

2番（小山広明君） 任期最後の議会になります。緊張して質問をしてみたいと思います。

町づくりの1つ目といたしまして、平和な町づくりということで質問をいたします。

一人一人の立場に立つべき民主主義は、当然その立場は地方自治体に置くことになると思います。この今の仕組みの中でも市民が行動すれば、世の中はその動きに影響されることは、さまざまなことから私たちは見てまいりました。市長も議員もその立場にあるのは一人一人の市民に選ばれたからで、その主体は市民のところにあるのは当然であります。

世界の平和についても、この泉南の地から考え行動していくことは、大変重要であります。国際社会のコンセンサスも、平和をつくり出す主体は固定してどこどこにあるというのではなく、適当な当局という表現で名乗ったところにその立場があることを示されております。

これまでも議論をしてみましたが、ジュネーブ条約追加第1議定書であります。市民を守るろうという理念のもとに、その市民が属する国が戦争をするようなことがあっても、自治体に反対する権利を国際社会が与えたというのが、154カ国が署名をしているジュネーブ条約追加第1議定書の意味であります。

つまり、国際社会は国家が市民を守る主体でないことを認識したというのが、私は20世紀の時代を反省したところから生み出されたものだと思うわけであります。市民を守るのかどうかで国家が裁かれる時代に社会は成熟し、人間の社会を歩み出したと思うのであります。人間という限られたものだけではなく、あらゆる生き物とつながりながら、つながって生きている人間の自覚を持たなければ、人間が生きることのできないことを知

った現在であります。つながっている命を生きるという認識を持つことが社会の基本でありましょう。このような認識の上に立って、市長の考えを伺ってまいります。

日本国憲法の武力で紛争の解決をしないという理念を地方自治体に生かした平和条例をつくる考えはないのかどうか。つまり、それはジュネーブ条約追加第1議定書の精神を盛り込んだ条例の制定であります。そして、平和なまち泉南を世界に発信すべきではないでしょうか。

次に、環境についてであります。

私は、半分が山で海もあり農地もいっぱいある泉南市は、それらが生み出す命に支えられた町づくりを進めるべきであると考え、そのためには農業と漁業に対して、実際に農業、漁業、林業にかかわる人たちとそれらの研究者による議論をじっくりと重ね、アイデアを出してもらって、泉南市の町づくりの基本にすべきと思いますが、そのためには資金も必要であります。10年計画のもとに50億円の基金をつくることを提案したいと思います。市が負担するものとしては、空港税収の1割をそれに充てる。また民間からの資金も求める。この私の提案に対して市長のお考えを伺いたいと思います。

また、りんくうタウンは環境に配慮したものでなければならない。私は、地球環境を実践的に解決する地域にすべきであると思います。環境は、子供のころからの教育というものが大事であります。子供が実践的に学べる場所として世界じゅうから研究者を集め、泉南市民との日常生活におけるかわりに根差したものにすべきであると私は考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、市営住宅の払い下げについて質問をいたします。

32年以上も前に初代市長である上林さん時代に、財政難を救うために木造市営住宅13団地の払い下げの検討に入り、次の市長の浅羽市長が1973年、昭和でいいますと48年3月議会に、13団地の払い下げを内容とした予算を提案し、議会が承認したものであります。

ところが、今懸案となっております砂原、氏の

松、高岸の3団地は、浅羽市政のときには残されました。しかし、浅羽市長は、1974年、昭和でいいますと49年3月議会で、砂原、氏の松、高岸の3団地は払い下げの方針で建設省、大阪府とも交渉し、ぜひこれを実現したいと答弁をしています。この年当選をした稲留市長は初の12月議会で、一部の払い下げは終わりました。しかしながら、全部のもの、つまりこの3団地につきまして払い下げという約束をしています、と答えています。こういう立場のもとに、泉南市政は払い下げを前提として行政の運営がなされてきたわけであります。

3期12年の稲留市政の後を受けた平島市政は、1986年、昭和でいいますと61年でありますけれども、当選後のすぐの議会で、払い下げの準備は進めていないが、その前段としての土地の地番等整理をしている、と本会議で答弁しており、ここではまだ払い下げを守るという行政の姿勢がうかがえるわけであります。

次の年の9月14日、入居者との話し合いが市長との間で持たれまして、市の方からは払い下げは難しいとの市の認識がそこで示されております。しかし、住民は納得するはずなく、今後話し合いを続けるという約束がその場でなされました。しかし、建てかえのマスタープランが作成された1994年、平成でいいますと6年3月を過ぎた次の年の1月に、住民はそのマスタープランがあったことを知ったわけであります。

さきの議会で、大阪府が吉見岡田府営住宅の建てかえで、建てかえるに当たった基本的な同意の取りつけに着手していると述べられていますが、泉南市ではこのことがなされずに、払い下げの約束がある者に対して、建てかえ計画が約束した入居者に説明もなく行われてしまったわけであります。

建設省の承認が必要な市営住宅の払い下げでありますから、事前に了解を得て進めるのは当然で、ましてや入居者にとっては、住宅というのは生活の生きる基盤そのものであります。確実にそのことが話されなければなりません。平島市政の誤りは明らかであります。

このような長い経過のあるものを、払い下げの

約束をほごにして建てかえをするというようなことは、尋常なことではできるはずはありません。このことをするためには、相当に市民全体に対する負担も生じてくるわけであります。向井市長がそれ以外の方法、つまり建てかえるということになるのであれば、どんな具体的な方法で行うのかを示していただきたいと思ひます。

今言ったようなずっとした経過の中で、住民にはほとんど落ち度のない、そして何年にもわたっての市政が引き継いできたこのような事実を覆すわけですから、このことは常識的に言っても相当に高くつく行為になるわけであります。そういうことを踏まえて、市長が今なお建てかえをしたいということを行うのであれば、一体どんな方法で具体的にしていけるのかをお示しいただきたいと思ひます。

もう1つは、裁判が今行われておるわけでありますが、その結果については尊重されると思ひますが、そのことについての思ひをお聞かせいただきたいと思ひます。住宅問題では2つに絞って具体的に問うておりますので、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、関空の南ルートであります。私は、これは絶対に実現するものではないと思ひます。実現するということであれば、一体いつまでに市長はつけなければならないと思ひているのか。また、だれがこの橋をつくるのか。いわゆる事業主体であります。そのことを市長の考えとしてきちっとこの場でお示しをいただきたい。でなければ、この大変重要な方針の責任問題が問えないわけでありますし、成功すればそれは市長の責任が逆に誇れるものでありますけれども、もしそれが実現しないとなれば、それはやはり政治家としては責任をとってもらわなければならないわけですので、その辺を明確にいつまでにだれがつくるのか、そういうことを市長はどう考えてるのかをお示しいただきたいと思ひます。

次に、市民議会についてであります。子ども議会が傍聴席もいっぱいになり、大変盛況であったと言われております。このような関心の高いいわゆる市民議会というのを、子供から女性や障害者や高齢者等、そういう人たちを対象にした市民議

会というのを制度としてやられてはどうかと思ひますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、行政改革についてでありますけれども、私はいずれにしても、現在の組織を見直す必要はあると思ひます。そこで、私もこれまでも言っただけでしたが、固定して職員をすべて配置するのではなく、100人ぐらいの職員が自由に忙しいところへ移動し、仕事に携われるという、そういう職員の体制をつくってはどうかと思ひます。

これはあるとき大阪府の職員の方とも話したことがあるんですが、大阪府もそういうことを考えているようであります。固定的に職員を配置するのではなく、もっと自由にそのときそのときの政策によって職員を自由に移動し働ける、そういうものを私はひとつ考えるべきだと思ひますが、それ以外に市長なりの考え方があれば、組織体制についてお考えを述べていただきたいと思ひます。

もう1つは、この民間活力、民間の力を入れるということでは、民間の人たちが役所に勤められ、また役所の方が民間に出ていくという、そういう状況を私はつくるべきだと思ひます。そのために、さまざまな制度を改革しなければならないところはあると思ひますけれども、基本的にそういうようなことを私は施行すべきだと思ひます。

役所に入られて最後までずっと、定年まで役所におらなければならないという職場環境は、決して私は人間的にも健全な働く環境ではないと思ひます。もっと自由に、民間で働いたり、役所で働いたり、自分の一生を有意義にいろんなところで働ける。民間同士では自由に動きができるわけでありますけれども、役所と民間というものを風通しのよいそういう職場にすべきだと思ひますが、細かいことはいいですけれども、そういうことについて、基本的な市長の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で私からの質問を終わりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 小山議員の御質問にお答えを申し上げたいと思ひます。平和なまちづくりと

いう点についてお答えを申し上げます。

平和についての泉南市の基本姿勢は、これまでの質問でもたびたび御答弁させていただいておりますように、昭和59年に市議会におきまして議決されました非核平和宣言都市の宣言文の精神を尊重し、これまで平和施策を実施してまいりました。

本年も8月を平和月間といたしまして、非核平和の集いの開催、戦争体験談・愛と平和の一筆啓上の募集、懸垂幕の掲示等数多くの事業を実施いたしました。特に、ことしは8月26日に平和の集いの日を定めまして、市民団体のABC委員会の平和と国際交流推進チームの皆さんと行政が一体となって、備長炭でつくりました炭琴の演奏、また泉南市混声合唱団の合唱「地雷より愛を」という内容、それと戦争の悲惨さやむごさを少女期に身をもって体験されました龍神村の曼陀羅美術館の館長の相本先生による「平和への祈りをこめて」の講演をいただきました。当日は文化ホールもほぼ満席に近い状況で、各地区の皆さん、また御婦人の方々、各種団体、さらには市内のみならず泉佐野、阪南あるいは他府県からも御参加をいただきました。

このような状況は、これまで本市が実施してまいりました平和施策が市民の方々を初め市内外にその精神が伝わり、人の心に浸透しているものと考えております。今後もこの平和精神がどんどん人の心に浸透し、成長するような平和施策を実施してまいりたいと考えております。

それから、ジュネーブ条約の第1議定書の件でございますが、これは以前何回か御質問もあつたわけでございますが、これは小山議員と若干違いますのは、あくまでも戦時を想定しているということでございますので、ちょっと今の日本の状況となじみにくいというふうに考えております。

それから、2つの御提案でございますが、1つは、平和条例の制定について、そういう考えがあるかということでございますが、私自身先ほども言いましたように、この平和ということに対して強い期待感と、それからこの平和を恒久平和としてつなげていかなければならないという考えを持っております。今、直ちに平和条例ということに

はならないかもわかりませんが、私自身も日本全国でいろんなこういう平和条例を制定されておられますところの資料、インターネットで引き出せますので、例えば藤沢市でありますとか、その他非核平和条例というのが多いんですけれども、そういうものの資料収集に努めているところでございます。もう少し十分研究をしたいというふうに考えております。

それから、環境問題についての特に第一次産業の農業、漁業、林業の振興についてお話がございました。

もとより、泉南市はこの第一次産業が非常に活発であつたわけでございますが、だんだん第三次産業の方のウエートが高くなってまいりまして、低下がみでございますけれども、特に泉南市はこの泉州地域においても農業の盛んなところでございまして、先般もNHKの「ひるどき日本列島」でも放映されましたように、ミズナスを初めフキ、里芋、花卉栽培等非常にこの泉州、泉南地域を代表するような農産物がたくさん搬出されております。ですから、これらを今後ともやはり引き継いで、継承して発展をさしていくということは、私も同じ考えでございます。

また、漁業につきましても、特にアナゴ漁を初め非常に活発にされておられるわけですが、これも時代の趨勢もございまして、本来の漁業はもとより、最近では観光漁業ということも一方では考えていく必要があるというふうに考えております。

林業につきましては、泉南市の山はなかなか山深いものがございませぬので、それで生計を立てていくというのは非常に難しいかもわかりませんが、特にこれからはやはりこの林業についても新たな展開をしていく必要があるというふうに考えております。特に、今度もう数年後にオープンいたします紀泉ふれあい自然塾では、この林業体験あるいは農業体験ができるようなカリキュラムを大阪府の方で考えていただいております。その際には経験豊富なそういう方々にも御協力をいただくという考えを持っております。

いずれにいたしましても、そういう農、漁、林につきましては、泉南市といたしましても、地域の皆さんあるいはそういう営んでおられる方々か

らの御要望に対しては、積極的に対応しているところでございます。各種補助金等も十分メニューとしてはあるわけでございますので、その中で取捨選択して事業を展開していくと。その際に、市も応分の負担なり補助をしていくという考えで臨んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員さんの質問のうち、まずりんくうタウンにつきましたの質問ですけれども、地球環境の実践地域にということの御提案でございますが、現況のりんくうタウンの状況から申し上げますけれども、御承知のように、りんくうタウンは分譲可能面積の約20%程度に分譲ということで、大変厳しい状況でございます。

りんくうタウンは産業振興や雇用の面だけでなく、まちづくり、さらには市財政の上の視点からも極めて遺憾であるというふうに考えております。また、その活性化は、本市の重要課題の1つであるというふうにも認識をいたしております。

このような状況で、りんくうタウンの事業主体であります大阪府は打開策といたしまして、活性化ゾーンの設定とその分譲価格の引き下げ、南地区全体の産業拠点開発地区指定と補助制度、融資制度の活用などを昨年4月から実施をいたしております。本市もこのりんくうタウンの振興を図るために、この施策との相乗効果をねらい、泉南市企業誘致促進条例を昨年4月1日から施行をいたしております。

しかしながら、泉南市においては、経済情勢や企業マインドの冷え込みもございまして、企業の設備投資意欲は厳しい状況でございます。今後とも、りんくうタウンの活性化のために大阪府と連携をして、優遇措置等を十分PRして企業立地に努力してまいりたいというふうに考えております。

なお、工業系として設定されております本市のりんくうタウンに係ります土地利用のあり方ということで、小山議員からの提案でございますけれども、この土地利用のあり方につきましても、現在企業が張りついていないという中で、市政の重要課題というふうに認識をいたしております。今後ともこのあり方についてもあわせて検討研究

を続けてまいりたいというふうに考えておりますし、大阪府とも十分連携を密にしながら検討研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、南ルートの関係でございますけれども、南ルートの実現性の関係でございますけれども、今年度国ですね、運輸省、建設省両省を初め大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、さらには関空会社も参画した南ルートを含む関空周辺地域の交通ネットワークに関する調査を共同で実施することとなっております。これまで本市が提案してきた政策や要望活動に加えて、市議会でのたびたびの決議や要望書の提出などにより、南ルートの輪が着実に広がってきた結果だというふうに考えております。

そういうことの関係がありまして、北ルート1本では絶えず機能停止等の不安があるということの中で、将来的なことを考えて南ルートの必要性というのは大きなものがあるというふうに考えておりますし、7月の27日には関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立いたしまして、今後とも積極的に活動を展開した中で、今小山議員が言われておられるような形の答えも見出していかねばならないというふうに考えております。

それと、ネットワークの調査の中でも、やはり工法とか事業主体等についても一定の提案等が出てくるというふうに考えておりますので、その段階でもまたお示しはできるのではないかとこのように考えております。

次に、市民議会の関係についての御答弁でございますが、小山議員も言われましたように、去る8月18日に本市におきましても子ども議会が開催をされまして、大人顔負けの質問等が飛び交い、理事者側も子ども議員さんたちに理解をしていただくために、精いっぱい御答弁をさせていただいたところでございます。

今回子ども議会に参加いただきました子ども議員さんたちにとっては、市議会の仕組みや市政の仕組みがわかっていただけたとともに、将来に向けてのいい経験と思いができたのではないかとこのように考えております。

今回は、市制30周年記念事業の一環として実施をいたしております。その成果も分析しながら、

今後の記念事業等の機会についても検討はしていく必要があるというふうに考えております。

ここで、議員御提案の女性、障害者、高齢者の方々による市民議会の開催についてでございますけれども、地方自治体の運営、いわゆる市政運営につきましても、法に基づき民主的に運営することが条件となっております。市民一人一人の意思と責任におきまして市政を運営することが民主政治の基本というふうに考えておりますけれども、すべての市民が一堂に会して論議し、結論を見出すことは、極めて困難なことでございます。

そこで、私たちは選挙という形で市民の中から代表者を選出いたしまして、この代表者によって市議会が構成をされ、議会——定例会とか臨時会等が開催され、その議会におきまして、市民の皆様方の意見等——都市整備とか福祉の充実とか教育施設の拡充など、市の施策や方針について論議をいただき決定をしているところでございます。

今回の議員からの御提案でございますけれども、すべて有権者でございますし、直接、間接等を問わずに市政参加の機会というものがございます。市政参加の機会があると申し上げましたのは、具体的には、選挙時の投票、立候補の権利、参政権等がございます。

それと、一般の市民の方々についても、直接市政に提案を出していただく市民提案制度という制度等も行っておりますし、ことし4月からは一定の方々がお集まりいただければ、市のホットな情報等を提供する伝市メール制度も新たに創設いたしております。今後とも開かれた市政、参加型の市政に努めてまいりたいというふうに考えておりますが、今回御提案いただきました市民議会でございますけれども、この泉南市議会がその市民の代表の議会ではないかというふうに考えておるところでございます。

次に、組織の関係の御意見をいただいたわけでございますけれども、これまでの庁内の組織につきましては、その時々ニーズに対応すべく、一定の見直し等を実施してきたわけでございます。

その具体的な例でございますけれども、平成9年からの組織改革の具体的な例といたしましては、9年度には係等の統廃合、それと10年には部等

の縮小を行っております。事業部なり下水道部の縮小を行っております、必要なものとして11年には介護保険等の組織もつくっております。それと、ことしの4月には必要なものとして、情報公開条例の施行に合わせて、電算室の名称変更ということで情報管理課というのをつくっております。

これからは、地方自治が根本的に変わってまいります地方分権の波が押し寄せてまいっております。この制度によりまして、本市もこれまで以上、特徴や個性のあるまちづくりが可能となっております。その制度に的確に対応するための組織の構築も必要であり、重要な課題であるというふうに考えております。

直近では、組織のあり方につきましても、昨年12月も一部提案させていただきましたけれども、成案となっておりませんので、引き続き本市を取り巻く社会情勢、市民ニーズやさきに申し上げました地方分権、地方の時代にきめ細やかな対応が可能でむだのない組織の検討について現在行っているところでございますので、案がまとまり次第また議会の方にも提案をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、議員御提案の職員100人程度を自由に移動して仕事ができる体制をつくってはどうかという御提案でございますけれども、現在職員についても減少の中での運用ということになっております。ですから、そういうピークのときの仕事については、部内部でその辺の相互応援を行っていくというような体制の形を行っております。そういう形で我々としては現段階では運用していきたいなというふうに考えておるところでございます。

それと、民間活力を入れたらどうかという御提案でございますけれども、他市の例を見ますと、新規採用した職員について、民間企業への研修等を実施しているところもございます。それと、期間を定めて、民間の専門職でございますけれども、そういう方を採用して行政に反映させているというところがございます。

これはまだ泉南市としては取り入れをいたしておりませんので、これは今後我々としても研究を

して、より役所が活性化する形になれば、取り入れることについても検討していかなければならないというふうに考えておりますけれども、これから研究課題として取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市営住宅の2点にわたる御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、具体的な建てかえ方策はどうかという御質問でございましたが、今議員御指摘のように再生マスタープラン、これにつきましては市営住宅、当然木造の3団地も含んでおりますが、また府営住宅も含めまして基本的な建てかえの方針を定めたものでございます。既に6年を経過しておりますが、進捗していないからどうこうするという考えは持っておりません。

まず、建てかえということになりますと、現地建てかえ、これを主眼に置いておりますので、入居されてる現在の方、これらの方の意見を聞かなければなりません。また、財政的にはどうするかという基本的な方針だけが決まっておりますが、財政アセスなどは行っておらないところでございますので、時間的には相当かかるのではないかなという考えを持っております。順次、入居者の方のまとまっている部分から基本的な設計をどうするかということも含めまして、協議を進めていきたいというふうに考えております。

それから、裁判に対する考え方ということでございますが、平成11年の1月に住民の方64名から訴訟が提起されました。これらにつきましては、主張される……（小山広明君「結果を尊重するかということだけしか聞いてない。するならば、しないならしない」と呼ぶ）当然、結果は尊重するというところでございます。しかしながら訴状の中身を見ますと、到底受け入れられないという内容になってございますので、公正な裁判所の判断を仰ぎたいという考えを持っております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 質問にきちっと答えていただきたいと思うんですね。後で議事録を読んだら

よくわかると思うんですけど、聞いてないことまで延々とやるというのは、やっぱり議会に対する態度の問題だと思いますよ。

最後の話なんかでも、私は経過をずっと言いましたね。この住宅問題のたどってきた経過をきちっと言うた。これは異論ないと思うんですが、そういう経過の中で、それをひっくり返すような方針を出したわけですから、そしたらそういうことについては、当然市は責任を持たないといけないわけですのでね。そうすると、かなりそれは相当な負担を全市民にも求めることになるんじゃないでしょうかということをやるとするんですから、そういうことも踏まえて、建てかえをすれば、具体的にそういう補償の問題も含めてちゃんとやっぱり提示しなかったら、そら財政アセスをやってないということを堂々と言われたけども、6年たってこれは本来あなた方の姿勢であれば、結果的にはおくれたけれども、財政アセスはちゃんとして取り組まないといけないんじゃないでしょうか。

そういう点では、建てかえるという方針を出したときに、過去の経過も全部踏まえた上でやるわけですから、私もる申し上げました。ここで繰り返しても仕方ないんですけども、そういう上林さん、それから浅羽市政4年、稲留市政12年、そして平島市政に入っても、当選後の議会では、なお払い下げの準備は進めてはいないけれども、その前段としての土地の地番等を整理してますという、当選後ですから、これは市長の考えで言うというよりも、やっぱり行政がずっと継続してかかわってきたわけですから、そういう点では、市政としての継続的な答弁をされとるわけですね。その明くる年になりますと難しいということを表明されて、当然住民はそれは納得しないわけですから、継続して話し合いしましょうということで了解したけども、全くの話し合いのないまま、あなた方の言葉でいえば、何の形もなければ話し合いができないので、マスタープランをつくったと言っとるんですけどね。

そういう経過がある中でやるんですよ、建てかえということ。そう簡単にいくもんでないということは、あなた方もよくわかるでしょう。しかも、大阪府のことで前回の議会の議論の中でも、

熊取町の場合は、マスタープランをつくるに当たって、今自治会なり区の役員なり入居者と話していると、こういうことなんですね。恐らく大阪府もまだマスタープランというのはできてないでしょう、そら。方針は出とるかもわかりません、もちろんね。しかし、やはり予算を投じて、泉南の場合には国の補助金をもらって、マスタープランをつくってしまってから住民説明に入ったわけですね。そら随分違いますよ。

私も今まで何回も言ってきたけども、そういう今まで払い下げしますという方針で来たのは、これは明確な事実ですから、それを变えるに当たっては、マスタープランは建てかえのマスタープランですからね、それは当然そういう基本を変えるんだから、マスタープランをつくらんでも、こういう事情で泉南市としては建てかえをしたいんだと。今まで払い下げの約束をしてきたことについては撤回をしたいと。そのことについて住民に何か意向があればというのが普通じゃないですか。これは全く同じなんですか。マスタープランをつくってから説明することと、マスタープランというのはどうするかわからんというプランじゃないですね。建てかえのマスタープランをつくるわけでしょう。

今までは払い下げをしますと言ってきた行政の行為があるわけですよ。これは後に新しい感覚を持つとる蜷川助役にも聞きたいんですけど、こういう行政行為というのは一体許されるのか、またできるのかということですよ。明確に議案を上げて議会で承認も受けて、そしてそのときの市長が13団地のうち10団地は払い下げできましたと。あとの3団地については、なお払い下げの方針で建設省なり大阪府とも精力的に交渉してぜひやりたいと、こう発言しとるんですよ。市長は本会議の議決も受けた上でですよ。その次の市長も払い下げの約束をしておりますからと明言をして、12年間それで行政執行してると。これは払い下げが決定しとるんだから、市としてはもうお金は投入しませんと、お宅の家ですからと。そのかわり維持管理はしてください。当然、それは家賃も上げませんということで、ずっと建設以来家賃も上げずにきた。

その行為を撤回して建てかえるというんですよ、これね。そう簡単にだれが考えたっていかないでしょう、そら。だから、市長は住民の合意がなかったらできないと言っとるわけですから、それは整合性あるんですよ。

しかし、住民の立場に立って合意できますか、これ。僕はこの前も言いましたけど、住民は入ってから、借家というのか、借りとる住宅というのは、自由に入出入りするというのは普通の状態でしょう。払い下げしますよと約束した限り、その人は出ますか、出られないでしょう、もう。だから、当時決断した32年前も、これはもう老朽化して建てかえないけないということで上げたのが、いまだに32年間その状態で放置されとるんですよ。これ簡単にそんなこといけるといことはないですよ。そういうことを私ちゃんと列挙をして、その上で建てかえるということになったら、一体どのようなことをしないとけないですかということを知りとるんですよ。

市長、何か枝葉のところ、いや大阪府とこっちは一緒なんだと。私、そんなことを知りとるんじゃないんですよ。大阪府と一緒にあろうと何であろうと、約束してきたことを撤回するには、そら具体的な行政行為に入るまでに、これをちゃんと話すのが筋じゃないですか。市長、逆になつたって納得しないでしょう、ということを知りとるんです。市長、枝葉のところ何か切り返していらっしゃるようやけどね、そんな問題じゃないでしょう、住民から考えたら。一人一人住民は個性を持って生きてはるんですよ。そこに約束したんですよ、明確に行政は。その行為をあなたは撤回した平島さんの意思を継承しとるんですよ。私は平島さんのやり方は間違っと思ったんじゃないかということも提起しとるんですよ。その上で、なおあなたが建てかえするというたら、何をせなできないでしょう、現実にいまだに。できないですよ、簡単にそれは。

そういうことを知りとるんですが、一遍蜷川さん、これね、初めてこの議論を本会議場で聞くとするんだけど、これは大阪府もかかわった問題で、あなたは大阪府から来た助役さんですから、これは大阪府の指導を受けながら、大阪府の、あ

んた知っとるかもわからんですね。府の当時の岡本吉男さんという人と一緒に建設省に行っとるんですね。建設省の事務官である中村嘉明さんに種々説明を申し上げて、同氏の了解を得たのであります、と答弁してるんです、この本会議場でね。建設省も大阪府の指導——大阪府がちゃんとかまないとこのことはできないですからね。そして、大阪府も一緒に行って建設省のこの了解を得とるんです。

浅羽さんも市長に就任したときに、この問題は普通でない、こんな公営住宅を払い下げるなんていうことは、私はこれはあるべきでないと思っています、こう答弁しとるんです、当選したときに。しかし、これ以外に財政を救う方法はない。しかも、住民も望んでおるといことで、上林さんの決断を浅羽さんは引き継いだんですよ。

だれが考えたって、市長も言うように、公営住宅を一般に払い下げるものでないということは、それはわかりますよ。しかし、その当時そうしないと泉南町、泉南市は財政再建団体になるという危機的な状態の中でどうしたらいいかと頭を悩まして、その当時かてそう簡単に許可されるようなもんじゃないですよ。

そういうことで、先輩が苦勞して今日の泉南市の基礎をつくってきたんですよ。それをのど元過ぎたら、実行せずにさんざん住民を苦しましといて、突然建てかえをするなんて、こんな非情な行政でありますか。これは人間的な感覚として、一遍蜷川さん、こういう問題は——それでも市長はまだ建てかえると言うんです。しかし、建てかえるといったって見通しないんですよ。そういうことについて、蜷川さん、どう思われるのか、客観的に教えてください。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 小山議員の御質問でございますけれども、私、府からの出身の助役ではございますが、当然府の行政、各般非常に多岐にわたっております。残念ながら、この問題については全く承知をいたしておりませんでした。

今、お尋ねの現段階についてはどうかということでございますけれども、その点につきましても詳細な点にわたる内容までも承知しておるわけで

はございませんので、答弁させていただくことは差し控えさせていただきたいというように思いますが、基本的な考え方は、市長が申し上げたとおりであるというふうに承知をいたしております。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（嶋本五男君） 静粛に。小山君。

2番（小山広明君） あなたも私らと同じ立場の政治家ですからね、もう職員じゃないわけですから、現実にこういう市民の上に立って行政、我々議会もあるわけですので、あなたも市民を代表して助役という形で、市長にもし間違いがあればそれもやはりいさめながら、市民のためにこの泉南市の行政がなるようにするのがあなたの職分ですよ。

だから、私はずっと市長とも議論してきとるし、あなたは知らんと言うけども、泉南市の助役として赴任するのであれば、少なくとも1年か2年ぐらいの議事録ぐらいは熟読して、やはり泉南市が一体どういう問題を抱えとんのかというようなことも踏まえた上で、市長のイエスマンだけで助役が務まる時代じゃないですよ。

そういうことで、もう少し私はこの問題が前進するような期待を持ってあなたに答弁を振ったんですけど、残念ながら、私からいえば無責任な、あなたの立場をわきまえない答弁だったと私は思わざるを得ないと思いますよ。やっぱりこの問題は、あなたの今の答弁で前進しないですよ。職員の中にもこれは大変議論してみんな詳しくなってますよ、この問題。市長が言う建てかえもできないんですよ。見通しないんですよ、全く。こんな行政でありますか。払い下げももちろんできない。私は、今でも泉南市の財政の危機的な状態というのは一緒だと思いますよ。

そうしたら、今財政アセスもしてない。しかも、計画をして建てますよと国に約束したことが、6年間にわたって手がつけられてないんですよ。5年かかってないものは見直しの対象じゃないですか、公共事業。

そして、今市町村が市営住宅を建てる時代ですか。もっとやはり大きなキャパでないと管理ができないというのが今の市営住宅の状態じゃないですか。だから、府営住宅なり公団なりそういうと

ころで建てておるのが残念ながら現実ですから、この問題は、浅羽さんが必ず払い下げをしたい、そのことを受けて次の市長も12年間払い下げをするということを言ってきた。このことを守る以外に道は私はないと思うんですが、再度市長、蜷川さんはああいうことを言われたんですけど、市長、やっぱりこの問題は発展的に解決していきましょうや。あなたの裁判の問題で三審制を否定することになるからというような話はよくわかりませんが、やはり行政が優位な立場に立って裁判を起こした場合には、常識的には一審で行政が不利な判断が出て、それは従うということが私もありようだと思いますが、そのことも含めて、この問題の現実的な解決策を市長としてお答えをいただきたいと思いますが。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど小山議員言われた、大分前の9月の前市長と入居者との会議ですね。私も直接の担当ではございませんでしたが、出席をいたしております、その場で払い下げというのは難しいという話をしております。その中で、入居者の皆さんから、ならば管理をもう少しきちっとやるべきではないかというお話もいただきまして、特に屋根の問題、雨漏りの問題等の御指摘もいただいて、それは後年改修をしたと。あるいは、その後もまた集会所の御要望もいただいて、2カ所集会所をつくったという経緯もございます。

ただ、前市長の考えが、判断が間違っていたという御指摘でございますが、本来の公営住宅のあり方ということからすれば、私は何も間違っていないというふうに思っております。それだけ申し上げておきたいと思っております。

それから、今現実には訴訟に至っているわけですから、この段階ではなかなか難しいというふうには思っております。ですから、一定の結論が出た中でどう対応していくかということだというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 公営住宅は本来的には払い下げるものではないというけども、法律の中にもそういう事情があれば払い下げることに法的にもなるとするわけですし、先ほどちょっと御紹介いた

しましたけども、浅羽市長が当選されたときでも、市営住宅を払い下げて財政に埋めるという問題について質問を受けて、予算編成の上でよい方法だとは考えておりませんと、このやり方はね。しかし、それにかわるべきものがないと、財産処分でいかざるを得ないとするならば、居住している人々との希望に沿うという形で、この問題に取り組みざるを得ないのではないかとということでありませぬ、というように言って、それは正直に言っとるんですよ。

しかし、原則は原則そうだろうけども、その当時はこの問題が市の財政を救ったんですよ。だから、そういう原則だけでいけば人間問題ないけども、そこにやはり政治家としてちゃんとした判断をするというのは当たり前で、行政だけじゃない、政治家がそういう判断をしていくわけですから。

今回の場合でも、やはり裁判は確かに住民から起こされたわけですけども、客観的に見ればあの状態をほうっておいて、住民の立場に立つならば、解決のめどがあるという状態ではないんですよ。そういう中で、何らかの形で決着をつけないと自分たちとしてはもたないという中で、住民は裁判に提起をしたということですから、むしろ実態的には市の方が住民をそういうように追い込んでいったと、私はそう見るべきだと思いますよ。何ほ今でも、あなた方がちゃんとそういう提起をすれば、住民はいつでも裁判を取り下げると思います、私はね。好きこのんで裁判しとるわけじゃないんですよ。

この裁判の結果が、市が勝ったときの方が大変だという議論がありました。大変ですよ、これ、市が勝ったときの方が逆に。負ければ、裁判も移転登記すべきだということになったんだからというて、裁判のせいになれば市は金が入ってくるだけです。その後、そういうことで建設省にあなたが政治家として過去の事情を全部説明して、そして納得すれば、そら人間の社会ですから道理が通ると思いますよ、ちゃんとすればね。私はそういうことをぜひ市長に求めたいと思います。

私も、最後の議会ですから、何らかのこういうことについて、私はどうでもいいんですが、一人一人生きておられる市民の皆さんにやっぱり納得

をしていただく。具体的には一人一人ですから、市民全体というのは一遍におるわけじゃないんですから。そういう点では、今解決する能力のあるのは市長しかないわけですから、一日も早くやっぱり安心して、全市民のために市営住宅を建てれば、あなたの言う全市民が助かるわけでしょう。払い下げをする方も助かる方法がないことはないと思いますよ、払い下げてそのお金で市営住宅を建てればね。そういうことを提案、提起をしておきたいと思います。それで結構です。

議長（嶋本五男君） 以上で小山議員の質問を終わらせます。

次に、1番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1番（井原正太郎君） 公明党の井原でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成12年第3回定例議会に際しまして、任期最後になりますが、一般質問をさせていただきます。

1カ月ほど前には、我が国の沖縄の地でサミット先進国首脳会議が行われました。小渕前首相みずから、最も戦争で苦しみ、最も大きな被害を受けられ、そして地上戦ともなった、太平洋戦争の象徴ともなりました沖縄の地を選んで、その地に世界の首脳を迎えて、そして全世界に平和、環境、人権等についてメッセージを送られるつもりが、病に倒れられてその願いもかなわず去られました。そのかわりに新しい森総理がその任を果たされたのであります。早いもので、あの大きなサミットの諸行事が遠い昔のように感ぜられるのは、私一人ではないと思います。

今、また世界の注目を集めたのは、ロシアの原子力潜水艦クルスクがバレンツ海の海中に沈没するという大事故が起きました。その中に兵士118人が脱出できずに冷たい潜水艦の中に閉じ込められ、亡くなるというニュースが世界を駆けめぐりました。対NATOに対抗した形の軍事演習の中での事故と報ぜられておりますが、ロシア首脳はこの艦体の引き揚げや遺体の収容に、技術、そして資金の両面から国際支援に頼らざるを得ない等の報道と、そのことによるロシアの軍事機密の壁が見通しを複雑にしているようでもあります。このことは、いまだもって冷戦時代の余韻を残し、

人間の賢さと愚かさの両面を露呈しているようにも思えるわけであります。

それから、隣国韓半島では、五十数年ぶりに南北の歴史的な和解への第一歩が踏み出されました。韓民族にとっては待ちに待った和解への第一歩であります。ここに至るまでは同じ民族でありながら憎しみ合い、そして相互不信の歴史を久しく刻んでまいったのであります。今、このような和平への門戸が開き始めたことは、私ども隣国日本としてはまことに喜ばしい限りであります。

しかし、このこととあわせ我が国も国交正常化交渉、日本人拉致問題、日本人妻里帰りの問題、さらには戦後補償の問題と解決しなければならない問題が具体化し始めております。朝鮮民主主義人民共和国という歴史上徹底した共産独裁国家が国際政治の仲間入りをし、これを契機に対話による外交と、そしてともどもに平和という価値を共有しながら、長い歴史の隣国と平和の道が開かれるよう願ってやみません。

このように、今世界は刻々と変化、変化の連続であり、片時もその流れはとどまるところを知りません。そして、昨日ロシアのプーチン大統領が訪日されました。そして、有珠山の噴火が鎮静化したと思ったら、今また三宅島が大変な惨事に見舞われております。このように、私どもも常に変革のあらしの中にその活路を見出しながら、切り抜けてまいらなければならないわけであります。

大変前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、市長の基本姿勢についてであります。

向井市長はここ数年、市政の最高責任者として懸命な陣頭指揮をとってこられたと理解しているわけでありますが、次々と難問題やら新しい課題がめぐり出、来っているのも事実であります。

そこで、まず最初に、関空2期事業について、最近マスコミで見直し論等が報ぜられておりますが、そのことに関する認識を示していただきたいわけであります。

次に、ただいまも論議が交わされましたが、市営住宅についてであります。

泉南市の住宅については、かねてより裁判で係

争中ではありますが、市として今後の住宅施策の方向性を示していただきたいと思っております。

それから、次に、下水道についてであります。

この事業は、多くの市民が待ち望むことは周知の事実ではありますが、今その着工、普及率は32%程度と認識をいたすところでありますが、市の財政状況との兼ね合いの中で、その前途にも一定の制約がかかってくると思っておりますが、今後の展開を示していただきたく思います。

次に、バリアフリー化事業についてであります。

近年、高齢化が急速に進む中、市としても障害者を含めて社会的弱者への市の取り組みが問われていると考えるものであります。今後、どのような形で進めようとしているのかをお示しいただきたいと思うわけでありまして。

第2点目、環境問題についてであります。

特に、ごみの減量化については、いずれの自治体も喫緊の課題であります。また、そのこととダイオキシンの防止対策も重要な課題であります。常に監視、防止、撲滅への行動は、絶え間ない挑戦が必要と考えるものでありますが、この点に関して対策の進捗状況を示していただきたいと思うわけでありまして。

大綱3点目であります。財政問題はここいずれの議会でも各議員が心配をされ、厳しい注文をつける姿が目につきます。もう実行の段階を迎えていると理解いたすものでありますが、私はその対策の柱として、職員定数の見直し、改善は避けて通れない、このように考えておりますが、職員組合との折衝や進捗、さらには市としての意思はどんな段階なのか。また、そのことと並行して、民間活力の導入と規制緩和による健全な競争力の導入が避けられないと考えるわけでありまして。そういった意味から、直営から民営化への決断をその計画も具体化されなければならないと考えますが、この点をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、もう1点、市の財政に関しては、大きな公共事業のそのあるべき姿の見直しが国レベルでも積極的に描かれ始めております。本市におきましても、その規模等の縮小も行ってきてまいっておりますが、今計画決定の事業の中で改めて見直し等の計画はないのかどうかをお答え願いた

いのであります。

最後に、教育問題であります。

以前から、各学校における教育設備の改善や校舎の改築、改修が、少しずつではありますが、行われてまいりました。今また新年度の予算の編成の時期でもあります。今後の方向性を示していただきたい。

それと、子供さんをお持ちのお父さんやお母さんから、安全なまち、とりわけ小学校の小さなお子様をお持ちの御家族や御本人にとって安全なまちづくりについての要望をいただいております。つまり、各学校施設や建物といじめや暴力の相関についてであります。この点についても、把握している点や方向性があれば聞かせていただきたいと思っております。

質問が多岐にわたりましたが、答弁の方よろしくお願いたします。なお、時間の許す範囲で自席より質問をさせていただきます。

以上であります。ありがとうございました。

議長（嶋本五男君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 井原議員の御質問のうち、私の基本姿勢にかかわる部分について御答弁を申し上げます。

まず、その1つとして、関西国際空港2期事業に対する認識ということでございますが、関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるためには、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であると考えております。当面、第7次空港整備5カ年計画におきまして最優先課題として位置づけられている4,000メートルの平行滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが求められております。

ところで、先日、関空2期事業見直しと一部の新聞報道がございましたけれども、これについては大阪府からは、情報収集を行ったが、その事実は確認できなかった旨の連絡を受けました。その後、新聞報道にもありましたように、2期事業が見直しの検討対象にはなっておりません。

一方、運輸省は、関空2期事業については計画どおりの進捗を目指しており、さらに1期事業分の地盤沈下対策や国際競争力強化のため、来年度

予算には地下水対策事業や着陸料引き下げ補てん費などが盛り込まれた概算要求をまとめ、大蔵省へ提出しているところでございます。

直接関西国際空港に係る本市といたしましては、地元と共存共栄する関空について、その二期事業の確実なる進捗、そして全体構想の早期実現に向け、関係自治体と連携しながら、従前以上の活発な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、住宅政策の今後の方向性でございますが、まず、公営住宅については、公団あるいは府営、市営を問わずふやしていきたいという考えを持っております。

もう一つは、これからの高齢化時代を迎えた中で、建てかえあるいは改築、改造をする場合には、居住環境の向上を図る居住スペースの増強といたしますが、ふやすということと、それから後ほどありましたバリアフリーという考え方のもとに、特に高齢者あるいは障害者の皆さんに使いやすいような住宅にしなければいけないというふうに考えているところでございます。

本市におきましても、同和向けではございますが、高齢者住宅を建てました。また、今回りんくうタウンに大阪府の方が高齢者向けの府営住宅をつくるということになっておりますが、そういうふうに、やはりこれからはいろんなバリエーションを整えていく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、下水道のこれからのさらなる進捗ということでございますけれども、本市は先ほど披瀝ありましたように普及率約32%ということで、この泉南地域の市では岸和田市に次いで高い普及率まで持ってくることができました。今後、やはり特にこれからもこの汚水の整備ということに力を入れていきたいというふうに思っております。雨水については今年度末でほぼ概成をいたしますので、厳しい財政状況ではございますが、その大半を汚水整備に向けていきたいというふうに思っております。

もう一つは、その中でもさらに効率的な運用ができるように、特に山手地区の新しい密集した住宅地の取り込みができますように、大阪府に強く

働きかけをしてきたところでございます。その中で、御承知のように一丘団地まで行っている流域幹線を新家駅前を通って狐池交差点付近まで延伸をしていただくということになったわけございまして、その一期工事として、現在一丘団地から中谷病院の交差点までの約600メートルについて既に工事が行われております。さらに、狐池交差点付近までの約1キロにつきましても、今年度中に着工していただけるというふうにお聞きをいたしております。

さらに、最上流部までまだ1キロほど残っているわけございまして、本来泉南市がそれを施行しないといけないわけございまして、さらに今大阪府並びに建設省にさらなる延伸ができないかということで強く働きかけをいたしております。また最終結論は出ておりませんが、かなり明るい見通しが出てきておりますので、もしそれが実現しますと、かなりスピードアップにつながるのではないかなというふうに思っております。

次に、バリアフリーについての御質問でございますけれども、御承知のように、大阪府におきましては平成9年3月に大阪府福祉のまちづくり条例に基づきまして、不特定多数の人々が利用する公共施設や商業施設が集積する場所、建物等については、この条例に沿って新築、改造する場合には適用を受けるということになっております。

本市も市道信達樽井線を軸といたしまして、JR和泉砂川駅から市役所を経て府道堺阪南線に至ります114ヘクタールを泉南市福祉のまちづくり重点地区として整備計画を策定しているところでございます。

今後とも、道路整備あるいはポケットパーク等の設置を含めまして、歩きやすい、あるいはアップダウンの少ない歩道の築造、また盲人用信号機や誘導ブロックの整備等について進めてまいりたいと考えております。

それと、今回国の方でも制定されたいわゆるバリアフリー法に基づきます鉄軌道駅のバリアフリー化につきましても、和泉砂川駅、樽井駅等周辺を含めまして要望をいたしております。先般もJR和歌山支社長にお会いいたしまして、ダイヤ改正とそれから和泉砂川駅のバリアフリー化につ

いて文書で要望をいたしたところでございます。
今後とも、ハード、ソフト両面からこのバリアフ
リー化を進めてまいりたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の環境対
策について、特にごみ減量対策について御答弁申
上げます。

議員御指摘のごみの減量化対策としましては、
従来より私ども分別収集を行ってきたわけござ
います。本年4月からはプラスチック容器包装、
またその他紙製容器包装の分別収集を新たに加
えたところでございます。それと同時に、本年4
月からは生ごみの減量化等処理機器に対する補助
により、ごみの減量を進めているところでござ
います。

次に、ダイオキシン対策の今後の展開ござ
います。現在泉南清掃事務組合において排ガス高
度処理を行うため、平成11年から2カ年で整備
工事を行っているところでございます。私どもに
おきましても、焼却ごみを削減することがダイ
オキシンの発生を抑制する有効な方策である
と考えており、今後ともごみの分別収集と資
源化の向上を図ってまいりたいと、このよう
に考えておりますので、よろしくお願
い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方からは、大綱
第3点目の財政問題のうち、民営化計画と大型
事業の評価と見直しについてお答えさせて
いただきます。

民営化計画でございますが、本市におき
まして平成8年12月に行財政改革大綱を策
定いたしまして、平成9年度より3カ年を
実施計画といたしまして鋭意取り組んで
まいりまして、一定の成果が得られた
ところでございます。

しかしながら、今後の課題の1つといた
しまして民間と行政の役割分担がござ
います。市民に対しますサービスが同
じで変わらないのであれば、コスト
の高いシステムから、よりコストの
低いシステムに切りかえることは
必要であると考えてござ
います。

民間への移行が可能と考えられます分野といた

しましては、双子川浄苑の管理・運営、清掃課の
収集部門、保育所の給食調理などがござ
いまして、これらの分野につきまして
コスト比較はもとより、さまざまな
角度から調査を行い、シミュレー
ションを行ってまいりたいと考
えております。

今後、この結果を踏まえまして、
新たな行財政改革案の中で一定の
方向づけを行ってまいりたいと
考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

3点目の大型事業の評価と見直し
についてでございますが、議員御
指摘のように、先般国レベル
政府与党におきまして公共事業
の見直し作業が行われまして、
公共事業を中止すべき基準が
設けられたと聞いてござ
います。本市におきましても、
従来から公共事業につきまして
事業の縮減等の見直しを行
っているところでござ
いまして、既に平成9年度の
行革の見直しの中で廃止、凍
結した事業といたしまして、
市民の里整備事業、また
俵池公園整備事業、埋文
センターの第2期工事等
各種ございまして、その
集計で約40億の廃止、凍
結の事業として成果を生
んでいるところでござ
います。

なお、現在砂川樫井線新設事業
や農業公園整備事業など
各種事業が実施されて
きてございます。これら
の事業の遂行に際しま
しては、緊急性、財政
状況など評価すべき
基準を的確にとら
えまして、高投資
効果などを十分
勘案し、各年度
の事業費の枠
の中で計画的
に実施して
まいりたい
と考
えて
お
り
ま
す。

また、あわせまして、公共
工事コスト縮減に関
します国の指針を
踏まえまして、工
法の見直しや
入札方法の見
直しなどにより
工事費の削減
を図って
まいりたい
と考
えて
お
り
ま
す
ので、御理
解のほ
どよろ
しくお願
いいた
します。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 井原議員の
財政問題のうち、職員定数の
今後の方向性ということ
でお答えをさせていただきます。

職員定数の適正化につきまして
は、行財政改革を進める
中で、一定の削減目標
のもとに年次的に削減
を図ってきて
おります。この方法
ですけれども、従
来は退職不補充
とか組織の統廃
合等の中で削減

を図ってきたというのが実情でございます。

実績といたしましては、平成8年の4月1日時点での職員数は744名でございましたけれども、本年4月1日時点では716名ということで減少を行っております。これは大阪府から派遣をしていただいた職員さんも含むということで御理解を賜りたいと思います。

しかしながら、これまでのやってきた退職不補充という方法だけでは、減少という考え方からいきますと限界が来ているのではないかというふうに考えております。現在は行財政改革推進本部において、経済性の確保と市民サービスの向上の観点から、官民の役割分担についての議論を行っているところでございまして、これを踏まえて今後さらに職員定数の適正化についても検討していくと、取り組んでいくという考え方でございます。

以上、簡単でございますけれども、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育問題のうち、学校教育設備の整備についてを御答弁申し上げます。

学校施設は児童・生徒の教育の場であるとともに、地震等による災害時には、時に地域住民の一時的避難施設ともなる重要な施設であります。より安全で信頼に足る建物である必要があると考えており、可能な限り施設の改善に努めてまいっております。

耐震診断につきましては、順次進めてまいりたいと考えておりますが、現在幼稚園、小学校、中学校合わせて24校園ありますので、今年度につきましては、小学校の校舎の耐震診断を実施してまいりたいと考えております。

改修につきましては、その診断結果に基づきまして、年次計画的に順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 井原議員御質問の児童・生徒を守る安全なまちづくり、並びにそのこととかかわって学校での問題行動等について御答弁申し上げます。

まず、学校での問題行動等の現状についてでございますが、本市中学校の今年度1学期末現在の状況を昨年度と比較しますと、対教師暴力は若干減少しているものの、生徒間暴力、器物損壊がかなり増加しており、まことに憂慮すべき状況にあります。

このような問題を解決するには、今まで以上に教育相談機能の充実とともに、未然防止の根本的な解決に向け、早急に具体策を考え、実施していく必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、学校に対し次のような指導、支援を行っております。

第1点目に、総合的な学習の時間等を通じ、児童・生徒が主体的に活動できる場を設けるなどいわゆる特色ある学校づくりに取り組むこと。

2点目に、学校内外地域の人材や諸施設を活用した教育活動を積極的に推進するなど、指導体制や指導方法の工夫改善を図り、子供にとって魅力ある学校づくりに取り組むこと。

3点目に、未然防止を図るため、スクールカウンセラーや心の教室相談員など学校外の人材の協力を得ながら、子供の変化を早急に発見し、学校全体で対応できる体制の充実を図ること。

4点目に、児童・生徒と直接にかかわる教職員は、子供の心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、教科等に関する専門的スキルや実践的指導力のみならず、教育者としての使命感や児童・生徒に対する教育的愛情、豊かな人権感覚などが求められております。

このような観点から、教職員の研修をより充実するとともに、校内研修の活性化を支援するなど教職員の資質向上に取り組んでまいっております。

5点目に、今後これらの取り組みに加え、幼稚園、小・中学校において集団生活を送るのに必要な規範意識や倫理観をはぐくむための心の教育や、基本的な生活習慣を身につけさせるための取り組みを保護者と連携する中で一層努めてまいりたいと考えております。

また、若干観点は異なりますが、いわゆる広い意味の登下校も含めた児童・生徒を守る安全なまちづくりという点でございますけれども、本市におきましても小・中学生が事故や事件に遭うという

被害が本年度も若干発生しております。登下校の事故に関しましては、昨年度学校現場に依頼して通学路における危険箇所の調査を行い、横断歩道や横断防止さくの設置、スクールゾーン等関係機関、関係部署の協力をいただき、改善に努めているところでございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 一通り答弁をいただきました。最初に、市長の基本姿勢の中で、私は特に8月21日以降の一般紙で、関空の地盤沈下に関して大変センセーショナルな報道がされましたよね。そんな報道の中身を見てますと、いわゆる2期事業であったり、あるいは先ほど論議のありました南ルートにあったりというのは、私個人からしても非常に重大なことやなというふうに認識いたしました。

これは特に空特の方でも、この辺は私知らなかったんですが、かなりもまれたと思うんですけども、また現地にまで行かれて調査もされたやに伺ってるんですが、いわゆる2期事業で市長が申されましたように、やっぱり4,000メートル滑走路が必要であるとか、あるいは今までも増して第2期事業の完遂を目指して頑張っていくと。

理解はできるんですが、その前にこういう沈下あるいは本年度から来年度にかけて270億ぐらいの資金でもってその対策もせなならんと。あるいは空港の連絡橋にもひずみが出てきたとか、非常に危険な情報が飛び交って今日に至ってるんですけども、ただ市長が言われますように、強気だけでいいのかどうか、あるいはもう一方違う認識があるんじゃないかと、その辺の認識をお伺いしたかったんですが、その辺についてもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 最近、関空を取り巻く状況が連日新聞報道でいろいろされているわけございまして、特に先ほど言われました沈下の問題等大きくクローズアップされてきているわけございまして、我が国の土木事業史上ああいう大深度の中で工事するというのは初めてのケースでございまして、その中で今までの特に土質、地質専門

の学者さんあるいはエンジニア中心にさまざまなシミュレーションをされて、一定のどのくらい沈下するだろうかという予測をされたわけでありますが、それが現実に符合してそのとおりになっているのか、あるいはそれ以上に沈んでるのかという議論になっているわけでございますが、第1期では一応平均であります11.5メートル沈むということで、それ近くいってるところもございまして、部分的には若干上回っているところもあるということでございまして、大部分が粘土層なんです。粘土層というのは圧密沈下といひまして、粘土というのは一番粒子の細かい土質ですから時間がかかるわけですね。水が逃げて沈下するわけですから、時間がかかると。それが50年なのか20年なのかという議論になってるわけなんです、当初予想したより相当早いというのは言えると思います。

ただ、早くて最終沈下がそれでおさまるのか、まだ若干進行するののかということだというふうに思いますが、我々の方もいろんな資料もお願いをしております。議会の方からもお願いしていただいているかというふうに思いますが、そういう沈下曲線ですね。そういうものを見ないとちょっとわかりませんけれども、ある程度それらが出てくれば、およその検討がつくのではないかと。

ですから、それは一定予想された沈下の中での議論でありますので、多少超える超えないの議論はありますけれども、一定予測された部分だというふうに思っております。

一方、地下水の問題は、若干透水性が高かったという問題はあろうかというふうに思いますが、これもある程度予測された部分でございまして。ただ、予想以上だったということですから、センセーショナルに書かれておりますけれども、我々としたら冷静に見て、そして対応を考えていく必要があると。

それと2期事業とは——それは1期事業のいろんな問題点が噴出しているのはあるんですが、2期事業というのはやはり必要性の議論だというふうに思っております、既に現在施工されているわけでありまして、2007年の完成に向けて順調にスタートしておりますので、ぜひその20

07年の完成を目指していきたい。2期は18.5メートルの沈下を予測しておりますけれども、これも今後の調査を深めていかなければいけません。そういう前提でかなりの余盛りも含めてしていくわけですから、一定1期の学習の中で出てきた数字でありますから、今の段階ではそれを信じるべきだというふうに思っております。議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 新聞で報道された内容からしますと、我々一般市民も相当これでええんかなというふうな心配をされた方が多かったんじゃないかなと思います。

あわせて、私の場合は何が心配だったかといいますと、1期事業におきましても関空そのものが50年後に沈下するであろうという数値を既に6年程度で上回るような地点が出てきた。こんなことを考えたときに、今も答弁いただきましたけども、エンジニアであるとか、その道の方々がいろんなシミュレーションをして計算されたにもかかわらず、50年後に沈下するものを既に6年で上回るというふうなこの異常事態。これはやはり今2期事業は関係ないんだという話もされたんですが、大きな教訓にならなきゃいかんやろうなというふうに思います。

そういった意味から、採算性の問題、さらにはきのうの新聞においては、今の状態でいわゆる第二室戸台風のような台風が来た場合の潮位を考えると、非常に心配であるというふうな報道もなされておりました。

それとあわせて、関空の離発着でシミュレーションしたいいわゆる許容範囲の回数が本当に3年ぐらいたつともう満杯になる。あるいは陸上ルートに結論をゆだねなきゃならんような、私から見るとこういうふうな非常に荒い予測値というのは、一体どのように理解をされとるんか、どのように整理をされとるんか。うちの空対室でもこの辺は非常に心配されとるんじゃないかというふうに私自身は考えたわけなんですけど、この辺改めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 井原議員の再度の質問にお答えを申し上げます。

関空本島の地盤沈下、50年と予想されている沈下が丸6年で上回っている地点があるということで、大変心配されておるということでございますけども、この点につきましては我々も関心を抱いております。これまでから関空会社及び大阪府の方に、根拠なり資料の提供を求めて情報収集をしまっているところでございます。

空港会社の方からの基本的な回答といたしましては、予想の範囲内であると。一部予想を上回っているところがPTB、旅客ターミナルビルのエリア、それからタンクのエリア、これは泉南領域でございますけども、このエリア。非常に重量が空港の上に乗るところについては、予想以上に沈下をしているというふうなことで、11.5メートル以上に進んでいるところがあるということでございますけども、総体といたしましては、予想を大きくずれない範囲で収束するであろうというふうなことが示されております。

ただ、これにつきましても具体的な資料の提出、せんだって本市の空特委が視察いただきましたときにも質問をいたしておりまして、資料の提供を求めておりますけども、今現在資料の提出がございませんので、大きくずれないで収束をするといったことの具体的な根拠を求めてまいりたいというふうに考えております。

それから、離発着の予測の問題でございますけども、これは関空会社としても、当初の想定どおりの離発着回数あるいは増加というようなことを想定されておったようではございますけども、昨今の経済情勢もございまして、思うように伸びていないということがございます。

これにつきましては、政府としましても大きな問題であるということで、この間一定の財政支援も含めて、関空会社の体質改善に乗り出すといったような方途もなされております。我々といましては、十分注視をしまいたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） いずれにしても、答弁いただく中で、この関空の第1期、第2期事業に関しましても、1つは採算面の上からも、あるいはまた今の離発着の面から、あるいは沈下の問題か

らしても、頭のええ人が計算した割にはぼろぼろとそれが崩れてきているということを非常に心配しておられるわけでありまして、新聞報道によりますと、関空会社はこの想定外な沈下等で新たな負担を各市町村あるいは県、府に求めるような動きもあるやに報道されておりました。こちら辺はどうも大阪府あるいは和歌山県に対することの内容のようでありませうけれども、非常に心配なことは、これは事実だと思います。

そういった意味で、今後の、関空は共存共栄というふうな形で今日まで至っておりますけれども、こちら辺は申すべきはきちっと申していく、あるいは訂正すべきは訂正していくという謙虚な姿勢で今後ともお願いしたいなと、このように意見を申し述べておきます。

次に、住宅に関する件であります。

今後の住宅に対する方向づけは、先ほど市長の方から表明されました。私の方からは、小山議員も相当な時間を割いて泉南市の払い下げ問題に関しても論議をしていただきました。それを前提にして私もここでもう一回確認したいんですが、泉南市における公営住宅、特に市営住宅に関しては、今までいろんな形で運営管理をしてきておるといふうな中で、やはり今所有権移転の裁判で市が被告の立場に立たされておるといふこと、これが係争中であります。

もう一つは、切山氏に代表されますように、民事調停が泉佐野の簡易裁判所でお世話になっておるといふうなことが並行して発生いたしました。私ども市民からすると、一体市営住宅、公営住宅のこの管理はどないなってるんやというのが偽らない心境やと思います。

払い下げする、しないというのは、今も建設省、国・府、いろんな条件の上で難しい選択を裁判にゆだねておりますけれども、ここ裁判にゆだねなきゃならんような今までの経緯からすると、私は今話題になっております行政評価法というのが頭をめぐるわけでありまして、行政が行う事業に関しては、間違いもあるんやでという点であります。完璧じゃないですよ。例えば、最近では徳島の吉野川の可動堰の問題も非常に注目されましたし、宍道湖の問題もいろんな形で軌道修正がされよう

としております。

したがって、今回の払い下げの裁判にしても、本当に市が胸を張って、私どもは正しかったと言えるんかどうかといいますと、先ほどの質疑の中でも決して胸を張って、そう言えないやろなというふうに思います。したがって、間違った部分はあるいは自分らがミスジャッジしたようなことがあれば、謙虚にそれを直していくという、そういう姿勢が今大事やないやろか。特に、行政評価法においても、大きな行政が行う事業にねらいどおりに、あるいは予定どおりにそれが成就されとるんかどうかというのが、一定の物差しになっております。そういった意味からすると、この2つの裁判の事例というのは、いろんな問題を市民に投げかけております。

そういった意味で、いわゆる過去の過ちに関しては謙虚になれるかどうか。あるいは先ほどの答弁では、裁判結果に関しては尊重するかせんかというふうな話の中で、今後の方向性がうかがい知れたわけなんですけれども、本当に市の行政の手を下げられたこと、やられたことが間違っておる場合は、どのような形で謙虚になれるかどうかというのも、今の時代問われとるなというふうに思います。そういった意味で、一言申し述べることがあれば、御答弁の方をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今の木造3団地の裁判とそれから先日の不正入居の調停ですね、この件を言われましたけれども、我々は適正管理という形で、もし入居者あるいは市民であってもそれを犯すということであれば、毅然とした態度で臨むという方針でございますので、調停の方は今回解決という形になっております。裁判の方は続行中でございますから、これは双方、裁判でございますから、それぞれの主張を堂々として行って結論を得ると、こういうことでございます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 私はかねてからこの事件といいますか裁判、これは入居者にとっても、泉南市にとっても、市民にとっても非常に不幸な裁判になっておるといふうな認識をしております。いわゆる建てかえるにしても払い下げるにし

ても、今の裁判結果でどのような選択を選ぶのか。

確かに、どちらに転ぶにしても大きな負担あるいは禍根を残す面が心配されとるわけなんです、先ほどの論議の中にもありましたように、私は行政であっても間違ふことがありますよと。今の市長の答弁では、切山氏の例を出して、不正なことがあればやはり行政として厳格に対処していかないかん。逆に、行政の失敗があったときにどう謙虚になれるかというのが、先ほど私も言いましたように、そこら辺が今の時代問われておることやるな、このように感じます。

特に、来年秋からはきっと通常国会でもこの行政評価法というのが審議されますけども、行政がやったことが本当に正しかったこと、あるいは予定どおり、予想どおりの効果を、結果を生んだこともあれば、逆に大変迷惑かけた、あるいは見直さなきゃならんというようなこともたくさんあるわけなんです。そんな意味で、やはりここで謙虚になれるかどうかというのは、1つの大きな岐路に立たされとるなというふうに感じます。

そういった意味で、勝訴、敗訴いずれかになるでしょうけども、先ほども話がありましたように、日本の裁判は三審制である。これはお互いがよく知るところであります、本当に今長い間泉南市営の住宅に四十数年住まわれた方にとってみたら、非常に切実な問題やろうなと思います。

したがって、訴えられて被告の身ではありませんけれども、肅々と公営住宅法にのっとして修理するところは修理せないかんし、あるいはまたいろんな条件でメンテもしていかないかん。こういうようなことははっきりしておるわけなんです、それとあわせて、行政がやってきたことが正しかったかどうかというようなことは、いろんな形で難しい面もあろうかと思えますけど、私資料請求した中で、泉南市の住宅も特に家賃の滞納も相当数に上っております。

特に、供託を外しますと現時点で493万に上る滞納があったり、この前も若干お話しさしてもうたんですけども、ここら辺のいわゆる契約あるいは保証人等々のことを考えたら、もうちょっと適正な管理ができんのかなというふうなことも心配いたしました。中には資料によりますと、高

額所得者も相当数いらっしゃいます。そういった意味で、泉南市の市営住宅が本当に市民のものになっとるんかなというふうな面からしても、非常に疑義を挟みたくなるわけなんです。

私は毎回というんですか、議会の中でここんとこ特に1つ口にしたことは、今も三宅島であいうことになったら、東京都の方がやっぱりいろんな形でフォローに回らなあかん。あるいは、これは法律のもとにやられとるところもあるんですが、うちの場合でも本当に長屋でもって焼け出されたときに市は何もできない。公営、いわゆる市営住宅はありながら、その方ですら救うことができないというこの貧しさが何とか改善できないものかというふうな今まで口にもしてまいったわけですが、そこら辺も含めて、いわゆる条例化できないか、あるいは要綱でその辺を載せることができないかというふうなことも踏まえて、市営住宅のありよう、御答弁願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、市営住宅の管理についていろいろ物的な管理、これも含めまして御指摘ございました。精いっぱい事業に取り組んでいるわけでございますけども、今回もかなり老朽化している住宅でございますので、修理費の予算について、補正について御無理をお願いしておりますところでございます。危険な箇所、また緊急を要する改善、これについては鋭意取り組んでまいりたいと思います。

それと、これに伴いまして、当然家賃をいただかなければ修理ができないわけでございますので、家賃徴収についても精力的に取り組んでおりますが、かなり意図的な部分も含めまして、市民的には許せないというような部分につきましては、制裁的なこともとっていかねばならない。また、公にして徴収率を上げなければならぬというふうな考えておるところでございます。

それと、緊急時における市の住宅政策のあり方ということでございますが、以前から火災とか局所的な風水害によります住宅の困窮、そういう方の御相談もお受けいたしたところでございますが、今現在の公営住宅法によりましては、こういう緊急時に対するの対応をする条項もございません。

条例改正というところまで踏み込んで、まだ検討はしておらないところでございます。

それにつきましては、住宅に困窮している方について、公的な施策を差し伸べるべきであるのか、また個々の被災者の方が個別の事象に対して自助努力で行うべきであるのかと、こういう議論が当然必要になってくるわけございまして、制度として設けるのは、ちょっと今の段階では早すぎるのではないかなというふうに思います。

しかしながら、こういう御相談については、精力的にいろんな情報も提供し、行政としてできることについては、やっていかなければならないという考えを持っております。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） もう一回、2点だけ整理した答弁をお願いしたいと思います。

1つは、私の質問が複雑になったんですが、今の時期に市行政に非があった場合に、例えばどのような対応をするのか。

それから、今もありましたように、不慮の災害に遭われて、そして住宅等をなくされた方が、自助努力はもちろんでありますが、いわゆる自助努力は前提なんです、そういうような場合にやっぱり一時雨宿りするところが要るわけでありまして、これが私の目にはガレージであったり、本当に御親戚の家に、広がったらいいんですが、狭いところへたくさんの方が避難しとるといふようなことを見てきました関係上、もう少し市の方でそういうふうな面、差し伸べられないかと。これは一歩前進した答弁をいただいたと思うんですが、その2点についてもう一回御答弁をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 1点目の市のミスにより責任、これについてはいろんなケースがあるわけでございますけども、私、住宅施策の中でその答弁はできないので、お断りさせていただきたいと思えます。

それと、2点目の先ほど申されました緊急時における市営住宅のあり方ということでございますけども、これについては当然空き家もあるわけでございますけども、住宅を待っておられる方もあ

るわけでございます。これらの方は優先的に申し込みをされておるんですから、当然修理をして一日も早く入居をしていただかなければならないということで取り組んでおるわけございまして、空き家であっても修理をしなければ住めないような状況の部分が多々ございますので、これについてはとりあえず入っていただくと、そういうような施策はとり得ないわけございまして、また常時そういう緊急時に備えての住宅施策としての住宅を確保しておくということについても、財政的な面も含めまして、また事業効果も含めまして、現在では困難であるということでございます。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） また述べていきたいと思えます。

それから、先ほどもバリアフリーの件について答弁いただきました。この件に関しては、私どもの奥和田議員もかねてから議会でもって主張した内容であります。ここ最近、特に文教地区にあってのバリアフリーに関して私もいろんな質問なり要望を受けたりするんですが、あの電柱問題はやはり見ておると大変御苦労があるなど。特に、泉南中学校とそして元NTTの間ですか、あそこの電柱に関しては、皆さん車いすに乗られておる方は本当に御苦労されておるなどということをも身をもって感じました。

改めてそういうふうなことであるとか、今信達樽井線、これは非常に大事な位置づけをされて、バリアフリー化に取り組みますという話をいただきましたけども、特に泉南市からあいびあ泉南まで、ここを車いすで通われとるメンバーを見ますと、なかなか歩道を動くことができない。こんなことはほんとに初歩的なことであろうなというふうに思います。

したがって、いろんな事業計画がある中で、ここはかなえてあげてやりたいなというふうに思うわけでありまして。中には病院もありますし、そして福祉ゾーンとして大変大事な道路になっておると思えます。この道を車いすの方が往来できない、車道に出なきゃならないというのは、非常にかわいそうやなというふうに思います。こういった意味でも、この方向性を再度確認したいと思えます。

答弁願います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 修繕の箇所と具体的に御指摘いただきました。特に、ここの泉南中学校のところの電柱の件でございますけれども、いろいろ検討したわけでございますけれども、地下埋設物の関係で電柱の移設は相当費用もかかりますし、困難であるということでございます。（「中に入れたらいい」と呼ぶ者あり）中学校の校舎の中に入れたらいいということでございますけれども、それについては当然教育施設でもございますし、そこら辺の工夫は十分していかなければならないと思いますが、現実においては費用もかかるし、困難であるということでございます。

それと、バリアフリー化が一番問題になるのは、歩道の段差及びこれの障害物、これがまず一番解消しなければならない箇所であるということで、この夏には重点地域について調査もいたしました。かなりの欠点箇所もございますので、順次計画的に段差の解消とか、費用もかかることございますが、取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 井原君。あと2分足らずです。

1番（井原正太郎君） 市長の答弁の中で、下水道事業に関する、僕にとってはちょっと希望のある御答弁をいただいたんですが、私はかねがね言うておりますように、特に山手部分の団地関係、この汚水処理場に関しては、現場を見ますと本当に急ぐなというふうなことで、市長が答弁された中で、その延伸がそこを視野に入れて今後していかなと、泉南市もいわゆる集中豪雨であるとか大きな震災の場合に苦しいなというふうな思いをしております。他意はないんですが、そこら辺が危険だなというふうに思っておりますので、積極的にまた今後とも進めてもらいたいと思います。これはもう意見にかえときます。どうもありがとうございました。

議長（嶋本五男君） 以上で井原議員の質問を總結いたします。

3時45分まで休憩いたします。

午後3時19分 休憩

午後3時47分 再開

副議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 東 重弘君の質問を許可します。東君。

7番（東 重弘君） 第2翔政会の東でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

9月とはいえ異常気象とも言えるまことに暑い晴天の日が続き、各地で飲料水やかんが用いの水不足も危惧されております。危惧されるといえば、我が国の経済もそのとおりであります。日銀は経済状況が上昇に向けたとの判断からゼロ金利廃止を発表しましたが、市民レベルではなかなか実感には至りません。我が市の財政も相変わらず大変苦しい状況にあり、市長も行財政改革には聖域はなく、不退転の決意で臨むと答えられております。しかし、取り巻く数々の状況より財政状況を精査すると、回復するまでいましばらく時間が必要と思います。

このような市財政の状況下にあって、従来のように行政は何をしてくれるのかとの要望型行政から、今行政に対し何ができるのかとの参加型行政に方向転換を図り、市民の皆さんの協力を得なければ、この難局を乗り切れないのではないかと考えます。

この観点に立ち、大綱第1点、ごみ行政について質問を行います。

本市でも子供会が以前から新聞紙や雑誌等を有価物として回収しており、ごみ収集においてもペットボトル、牛乳パック、プラスチック、また最近では紙製容器包装を分別収集しておりますが、ごみ焼却時においてダイオキシンの発生を抑える800度C以上の温度を得るための可燃物が確保されているのかどうか、それとも何か助燃物を使用しているのかどうか、その量等についてお尋ねをいたします。

続きまして、分別収集した資源を収集後リサイクルに回すための経費はどのくらいかかっているのか、これの収支をあわせてお答えください。

次に、本年度生ごみの処理機購入に対し、補助金が100台分200万円計上されておりますが、

現在予算執行の状況はどの程度か、お答えをいただきたいと思います。

次に、近畿圏整備に関する法律における近郊緑地保全区域の線引きについてお尋ねをいたします。

昭和43年法103号近畿圏保全区域の整備に関する法律によって定められた近郊緑地保全区域の線引きは、昭和46年に引かれております。今日においては、わずかな面積の市街化区域への編入でも、市や府の都市計画審議会において審議され、今議会に議案として提出されておりますが、昭和43年法103号近畿圏保全区域の整備に関する法律に基づき、近郊緑地保全区域であるか否か、泉南市全域を二分する大変重要な線引きに当たり、当時何か審議会等を持ち、広く市民の意見を聞いたのかどうか。

私は、事あるごとに線引きの経緯について関係地区の多くの人にお聞きをしているのですが、だれ一人としてその経緯を知らない。気がつけば近郊緑地保全区域の線引きがされていたと言われます。この近郊緑地保全区域の線引きに泉南市はどのようにかかわったのか。また、行政界の線引きに際し、大阪府のかかわりはどうだったのか。

この線引きには多くの矛盾があります。もし受け入れに至ったとしても、何回も会議を開き、膨大な資料が残っていなければなりません。関係地区の市民がその経緯を全く知らないと言い、もし行政においても全くわからないという。何もわからないが、線引きだけがある。だからこれが法だというのは、余りにも乱暴であります。いわんや、審議会が開かれてないなど論外であると思いますが、この点について市当局の見解をお聞きします。

また、大阪府は、今日までこの法の運用に当たり、線引きは見直さず、届け出個々について審査をしており、今後見直しはないとの方針をとっていますが、線引き当時、今後見直しはないとの説明はしたのかどうか。また、この件について議会の議案審議はどのようになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上で壇上の質問を終わり、時間の許す限り自席から再質問をさせていただきます。よろしく願います。

副議長（角谷英男君） ただいまの東議員の質問

に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 近畿圏の保全区域の整備に関する法律により線引きについてお答え申し上げたいと思います。

この件につきましては、東議員より平成11年3月の第1回定例会におきまして代表質問をいただいております。そのときにも、線引きの経緯についてははっきりとしませんが、当然ながら法に基づく手続により線引きがなされたものと考えております、ということをおっしゃっているかというふうに思います。

現実的に30年近く経過をいたしてございまして、私もさまざまな資料を探して、そのあたりの当時のいきさつについて調査をいたしてはおりますが、いまだはっきりしたその当時の状況というものとはつかめておりません。一般的にこういうのを決める場合には、恐らく都市計画もそうでしょうし、こういうものもそうだと思うんですが、原案については、市あるいは当時は町だったかわかりませんが、市、それと大阪府なりが共同でやるなり、あるいは原案は市の方でつくるなりして、そして府の方から意見照会があるというのが一般的なというふうに思います。

ただ、審議会等については、恐らく当時の状況からしますと、そういう制度そのものがなかったのではないかなというふうには思っておりますけれども、なおいろんな資料について、残っているものについては逐一調べたいというふうに思いますが、現時点ではまだその辺の経緯について、明確にこうであったというお答えができるまで至っておらないということでございます。

また、御指摘ありましたことにつきましては、前の御答弁でも申し上げましたように、泉南市の場合を見ますと、もちろん樹林地がほとんど入っておりますけれども、それ以外に集落が入っているところもございますし、さらに線引きで第一種住居専用地域のところもございまして、現況はその法の趣旨と若干異なっているのではないかとと思われるところも入っておるということでございます。

市といたしましては、法による線引きから既に30年近く経過をいたしてはおりますし、都市圏を

取り巻く社会経済情勢は大きく変化をしてきております。また、本市の状況も30年前と比較しましても大きく変貌してまいりましたのも事実でございます。中長期的観点から点検することは必要であるというふうに認識をいたしております。

今後、協議の場をとらえまして、著しく法の精神と現実と適合しないような箇所等についての指摘や変更については、要望をしてみたいと考えております。

副議長（角谷英男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 東議員の御質問のうち、ごみ行政につきまして御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、本市では子供会等の団体につきましては、現在59団体の方々、昨年度でございますが、平成11年度に1,086トンの有価物を集団回収いただいております。それで、この団体につきましては、私どもとしまして、ごみの減量化対策の一環として今後も広めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、ごみ焼却時における可燃物の使用の件でございますが、現在清掃事務組合では排ガス高度処理を行うため、平成11年から2カ年で整備工事を進めているところでございますが、従来800度で燃焼いたしておりましたところ、現在では850度から950度の燃焼温度を確保して運転してございます。

また、それに伴う燃料等の可燃物の質問でございますが、灯油を使って燃焼温度を上げる助燃設備も配備いたしてございます。これにつきましては、先ほど御答弁申し上げました温度の確保のため、急に温度が下がったような場合、灯油により温度を上げておるといところでございます。ちなみに、本年4月より灯油の使用ということで年間215キロリットルを予定いたしておまして、予算上672万円の計上を行っておると清掃事務組合の方から報告を受けてございます。

また、生ごみ処理機の執行状況につきましては、本年8月末現在で51件を受理いたしてございます。予算執行額といたしましては、約100万円余りの補助を行ったところでございます。

今後もこの取り組みなど周知を行い、本市のご

み減量と資源化、資源の再利用を図ってまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） それでは、通告の順番に御質問をさせていただきたいと思っております。

ただいま御答弁いただきましたように、昨今どの自治体も分別収集ということに盛んに取り組んでおられます。私も行政視察等で各自自治体へお邪魔をすると、やはりたくさん灯油を使っておられます。聞くところによると、どの自治体も従前は分別収集を行わないまでは、その助燃材はほとんど要らなかったというふうにも聞いておりますし、ダイオキシンが出てきたと、問題が出てきたということもあるんでしょうが、手間暇をかけて資源のリサイクルをして、また助燃物がないために、温度を上げるために灯油を使う、こういうふうな形になっておると思っております。1つリサイクルにかかる費用について収支をお願いしてはたんですが、それを先にいただきたい。

副議長（角谷英男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 申しわけございません。答弁漏れが1点ございました。

分別収集した資源を収集後リサイクルに回すための経費はどのくらいかというお尋ねだったと思っております。収支といいますよりも、まず出るばかりでございます。

説明申し上げますと……（東 重弘君「総額で結構です」と呼ぶ）資源ごみ及びペットボトルをまず収集してきますと、組合の方でそれらを分別というんですか、整理をする費用としまして委託料を計上いたしてございます。これにつきましては、泉南市の分担としまして約650万円の費用がかかってございます。それと、ガラス、ペットボトル等につきましては、指定法人の方に渡すわけでございますが、これの上乗せ料としまして、泉南市負担として約38万円の費用がかかってございます。

以上でございます。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） 先ほどの続きから入らせていただきますが、灯油が670万円余り、それと

委託料を含めた処理費が同じぐらい、それだけ出てるということでございました。これもやはり生ごみがあるために温度が上がらない、このように思いますが、壇上でも述べましたように、このような自治体の財政下であれば、行政が何をしてくれるのかというふうな旧態依然のスタンスであれば、恐らく何もできない。何もしてくれないならなぜ税金を払うんだと、こういうふうな議論にだんだん入っていくと。また、説明できないと、してくれないんだから払わないというような変な論理が出てくる可能性もあります。

そこで、私はこの大綱の中の3点目で生ごみの処理機のことをお聞きしたんですが、従前も意見を述べたと思うんですが、多分に意見の部分がございまして、この生ごみの処理ということについて、市長は11年の代表質問の中でコンポスト等の質問で、堆肥化しても受け皿がねと、こういうお答えをされてる。私は議事録を読んだら、確かにそういうように答弁されてる。

いわゆる受け皿がない、早急につくらなくちゃいけないんじゃないかなというふうな議論をされてるんですが、泉南市を見ますと、今60歳定年で大変力強い、お若い方が定年退職される。手持ちぶさたでおられる。私どもも田んぼはあるんですが、たくさんの方からつくらしていただきたいと、こういうお話をいただきます。今から15年ぐらい前に、泉南農協がこの泉南市でも委託を受けまして、その貸し借りの仲介をされたことがあるんですよ、実は、減反政策の中で。

今、この泉南市を見渡しますと、農用地でもセイタカアワダチソウが大変多い。これはバブル期に土地神話ができて、土地を欲しいという方がふえた。農地法の3条や5条では厳密に規定をされて、おおむね1時間ぐらいの距離で行けないような人は資格がないというふうな処理されてるから、つくっていただける状況というのは、環境がいいというか、それなりのものがあるわけです。

ところが、その土地神話の中で、この農地法に絡まないいわゆる相続部分ですね、これに分散をされてるとも相当ある。北海道に住んでおられても九州に住んでおられても、農地法は変わらない。極端に言うと、外国におられても相続権はあ

るわけですから。そのような農地を手入れするのは非常に困難になります。専業農家で子供さんが2人、3人おりますと、2分の1、3分の1という規模になってるという部分もありますし、大変専業の規模ではなくなってくる、そういうことも数多くあるようです。

そんな中であって、それをだれが管理するんかという、専業であればお父さんなりおられるとそれをやってくれるんですが、その方が亡くなって相続要件が起こるんですから、専業じゃなくて兼業になって地元に残ってる人が、そんなことをしてやるということも大変困難です。それゆえ、休耕田、荒廃田が大変ふえている。

そういうことで、この生ごみ処理機を使いますと、1カ月に1家庭から出る生ごみの量はスーパーの袋に2杯ぐらいだというふうなことも使ってる方から聞いております。これじゃ1坪、2坪の農園でもその契約した方が十分処理できるわけですから、その辺のことを農協がやってたものを市がその立場でできないかどうか。今JA大阪阪南市もやっておられるようですが、これは民間企業でありますから、販路拡大というふうなことから、生ごみを極力使ってほしい、家庭からのごみを出さないでほしいというふうなことも、これは申し上げられないし、到底受け入れていただけないということも考えられませんか。

私もそうですが、職員さんの中にも田んぼをもっておられる方があって、それを管理するのに、夏草刈りするのが非常に大変だなというふうなものが現状でありまして、戦後自作農特別措置法というような法律が施行されて、天地をひっくり返すような大きな問題が過去にございました。地主というか地権者にしては、それがやはりどこかにひっかかっている。受け皿が確立しないと貸せない。受け皿が確立すれば喜んで貸すよという中で、そういう方針で生ごみの処理は、当然本市としても生ごみ乾燥機を予算化してるんですから、この半分の執行ということであれば、本年度この予算を繰り越すのか、消化できるのかどうか。この時点での50%ということになりますと、できても要望に非常に足らなだけのものではない、若干残るのではないかなと思いますが、ひとつこう

いう制度を考えられるかどうか。

まさに、市民が行政に対して今何ができるかというふうな考えの転換を促す意味でも、また荒廃農地を守るという制度にしても、また水田の生産調整の規定によって農地を適宜管理するという面からも、そういう面では有効な方法ではないんだらうかと思えますし、もう現在でもやっておられる方がございますが、この点行政はどのようにお考えか、お答えをしたいと思います。

副議長（角谷英男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 東議員のごみ行政について、生ごみの減量等についての後、休耕田等の有効利用についての御質問でございましたが、田畑の件につきましては私所管ではございませんので、現状を報告させていただきまして御答弁にかえさせていただきます。

現在では、泉南市内でこのコンポストや密閉容器を利用させていただいた後の菜園につきましては、樽井で2カ所、男里で2カ所の計4カ所をモデル的なケースとして行っておるところでございますが、これらにつきましては、まず地域の実情に精通いたしております区長さんの方で休耕田等を調査していただきまして、貸していただく方を見つけていただくと。その件については、私どもとしましては支援の方は清掃課の方でさせていただいてるのが実情でございます。また、新家方面につきましては、個人的に皆さんグループ化で一農家の方と交渉していただきまして、菜園を行っておるところもございます。

何分、休耕田の利用といいましても、菜園となりますと水の問題、またその場所へ最近のことですら自動車等で出かける人が多いわけございまして、駐車場の問題等いろんなクリアしなければいけない問題がたくさんあると聞いてございますので、私ども清掃課といたしましては、各地区の区長さんと地主の方とのお話し合いにより貸していただくというんですか、その方で御支援していきたいなど、このように考えておるところでございますので、よろしく御申し上げます。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） 大変難しいように考えておられるんです。私のは端的に、簡単なんです。

地主と借り主が合意をして、水とか道路とかという問題ではなくて、合意して、その仲介というのは、やはり若干農地法の問題が出てきますから、これをクリアするに行政は入るか、それだけお答え願いたいんで、ちょっと白谷さんここでは判断が難しいかな。担当部局にお願いをいたしたいと思えます。

副議長（角谷英男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私、岡中に住んでるわけですけども、専門の農家の多い地域、比較的泉南市では多いわけでございますが、かなり草地、荒地がふえております。これらについては、基本的にはタマネギも安いし、また里芋も安いというような状況の中で、営農の意欲を失った土地の所有者がふえてるのが、これが一番の農地の荒廃の原因だというふうに思っております。

これらを一部でも農地の活性化を図り、良好な水田地帯を守っていくということは、これは大事なことでございまして、議員先ほどからお話しのございましたリサイクル農園的な事業も取り入れ、また自分の食べる分ぐらいは自分らの能力のあるときに菜園として行うということについては、国の農業政策の中でも消費者の視点に重点を置いた農政、取り組みをとということでございまして、今後十分に農地の活性化を含めた中でのリサイクル農園、家庭菜園の行政のあっせんという部分についても検討していかなければならないということでございますが、これは先ほどから議員も御指摘ございましたように、自作農地の設置の問題、また農協のいわゆる力量の問題、いろいろございますので、今後十分には検討していきたいというふうに思っております。

それと、市の事業といたしまして農業公園に市民農園ということも考えておりますので、これについては二、三年のうちに実現をして、この中でそれぞれの菜園の利用者の方々が生ごみの利用、これについては十分に活用できるように、市も指導なり啓発に努めていきたいというふうに思っております。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） 今、答弁いただきました。例えば、趣味として園芸をされる。また、生ごみ

は減る。農地が荒れないで済む。健康に暮らすことによって介護保険の扱い量が減る。そんなに悪いものは何一つないんで、ぜひこれに取り組んでいただきたいな、このように思います。

次に、近郊緑地へ移らしていただきます。

まず、もう少し突っ込んだものを聞きたいんですが、今近郊緑地をあらわす図面は本市に何通あって、どこにあるのか、お聞きをしたいと思います。

副議長（角谷英男君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 図面は一部でございますが、企画広報課で保管をいたしております。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） それじゃ、事業部にあるやつ以外に原本がございませぬ。あるんですね。それは泉南市だけなんですか。隣接市町村の部分も含まれてるんでしょうか。

副議長（角谷英男君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） これは原本ではないというふうに思います。コピー焼きの図面ですね、泉南市の地図については、それと、泉南市以外全体の地図、これは大阪府でつくったもんだと思いますけど、それは1部保管いたしております。（東 重弘君「泉南市だけ」と呼ぶ）いやいや、泉南市だけの分につきましては、コピー焼きの分です。それと、大阪府全体ですか、これをあらわしているのが1部、これは府でつくったもんだと思いますけども、これを一応保管いたしております。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） その全市というか、大きい紙に全図を用いてるわけですね。そういうことでよろしいですね、大阪府全域を。

副議長（角谷英男君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大阪府全体の地図でございます。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） 一問一答になってまことに申しわけないんですが、実は市長も披瀝をさせていただきました11年の第1回に先駆けて、この事業部の地図については、泉南市だけという地図しかございませぬ。中谷公室長が今おっしゃった地

図は、大阪府以下を全部入れるとすれば非常に細かいもんであります。なかなかわかりづらいんで、お隣の泉佐野市へ行ってきました。大きさは新聞紙を折っただけの大きさやからA1というんでしょうか、全紙というんでしょうか、それで関係市町村、泉佐野部分だけでも10ページほどございました。泉南市、岬町、それから貝塚、熊取、岸和田と、すべて恐らくカラーコピーであろうと思うんですが、その大きさを20枚も30枚もございました。

本市においては、事業部の地図というのはもうぼろぼろで破れかけておりますし、その大阪府の全図から写すとすれば、非常に大ざっぱな引き方であろうかなと思います。そういうことも相まって、私は、いわゆるこの線引きに何もわからないということですが、これは果たして泉南市がこのぐらいの資料でいいんだろうかなと。大阪府にあるはずですから、ぜひいただいていたきたいなと思うんですね。それは要望として、次に入らしていただきます。

この線引きの線は大切な緑を守る線であるし、地権者の権利を大幅に制限する線でもあるわけです。これはもう想像でしか——議長、質問はできない、何もないとおっしゃるんですから、それをお許し願いたいと。市長も言われましたように、この区域内は大変矛盾をしております。一種住専の中をとおったり、また直線界で割られたり、行政界においては、何十ヘクタールもの田地が、岡中あたりになります。主要地方道と歌山貝塚線によって分断されている線外に、何十ヘクタールもの良好な農地が入っております。

この線引き前は、旧住宅造成事業法になるのかなと思うんですが、当然イトーピアにせよ砂川団地にせよ大規模開発が認められたはずで、その上にバサッとこういう法をかぶせるということであれば、当然大変な議論になってただろうし、その資料がないという方がおかしい。それだけの権利の制約を今かけてるんですから、到底審議会や議論なしにそんなものが認められてるはずがない。いろんな矛盾点を精査していくと、この当時随時見直すというふうな説明があれば、すべての矛盾が解決するんですね、これ。その一種住専にあっ

ても、何十ヘクタールも、合計何百ヘクタールもの農地が近郊緑地へほうり込まれてるということは、恐らくそういう議論が地元になくて、関係地区になくて、この方がその大規模開発等を全く許さない法律になってるということについての議論があったはずなんです、この辺について担当部局はどういうふうに考えておられますか。

当然、ないというんですから、市長は探してあげると言ってるんですが、その辺ですね。先ほど問題になった住宅は三十数年とありますが、これはもっと、30年たたないんですよ。通告に基づいて、こんな大きな問題を質問するという通告を出して、これだけの職員さんがおられて担当は必ずおられたはずやと。その辺でこれを見つける可能性があるのかなのかということも含めてお答えを願いたいと思います。

副議長（角谷英男君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど市長の方からもうそういう審議会等の説明もさしていただいたんですけども、現実には私どもも資料については過去から探しておりますけれども、現段階まで市の方では確認されていないということでございます。

先ほど東議員からも泉佐野では二、三十枚の資料があるというふうにお聞きをいたしておりますので、改めて府の方でもあるのかどうかという確認は我々としてもしていかなければならないというふうに考えておりますので、この点につきましては、今後その取り組みはさしていただくつもりでございます。

それと、その当時の――推測でという話でございましたけれども、見直すとかの説明等の関係もございまして、これにつきましても、地元説明会等がやられているのかどうかということについても、現段階では保管の書類がないということの中では記録としては残っておりませんので、不確定な形での答弁はここではなかなかやりづらいということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

副議長（角谷英男君） 東君。

7番（東 重弘君） 最後の質問にさしていただいて、その後私も意見を述べさせていただきなと思います。

今、申し上げましたように、非常に大きな問題のあるところに線があるという部分がたくさんございます。結局、何もありませんから空想的な話もしなくてはいけないと思うんですが、それだけの大きな制約がすべての法の上にバサツとかかるようになりますと、当然その関係地区の人は大変な興味を示すでしょうし、当然何らかの説明も求めております。

今、公室長がおっしゃってくれましたように、その説明の内容、当然行政界については大阪府の指導がなければつながらないんですから、その行政界に多くの問題を持ってるんですから、府、市、説明者がどのようなことを言ったかと。それで、この問題はだれも知らんうちに線が引かれてるというような、現在調査をするような状態になっておりますから、その辺に大変問題が隠れてるんじゃないかな。ぜひ探していただきたい。

そして、大阪に44自治体がございますが、近畿圏という法律ですから、同じ条件で当然大阪府が重要な役割を果たして指導をしてると思う。泉南市になくてもどこかにはあるはずなんです。必ずあると思います。なければ大問題。どの自治体も議論なしで、だれが引いたんかわからん。ただ線がある。線があるから認めないんだ。これでは論理にならないと思いますし、ぜひ探していただきたいなと思います。

そして、これからは意見になりますが、私は、市長もおっしゃったとおり、一定期間たちますと、こういう地域を区別する法律は必ず見直すべきだし、その際今のような矛盾や説明のつかない部分を外すような変わることはない地形地物に見直すべきだ、このような意見を持っております。

我が泉南市議会でも、62年の第4回定例会でこのことは議決をされております。見直しを議決されております。この近畿圏という中で60%にも及ぶ近郊緑地を見直ささいという議決がされております。十数年たった今日、遅きに失したという意見があっても、時期尚早であるというふうな意見はないと思います。私も機会あるごとにこの件については議論を深めていきたいと思っております。

以上意見を述べて、質問を終わります。

副議長（角谷英男君） 以上で東議員の質問を終

結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明5日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明5日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会とします。御苦労さまでした。

午後4時32分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 重 里 勉

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣